



萩藩殿居村庄屋文書を用いた江戸時代末期の 世帯変遷復元の試み

河田 幸 視* ・ 田 中 俊 郎**

概要 萩藩殿居村の江戸末期の庄屋文書が残されている。本研究は、米本位経済の下、百姓軒がどのように維持されたかの参考資料の提供を目的の1つとして、殿居村庄屋文書のうち、主に戸籍に関係する複数の史料を翻刻し、それらを相互に比較して、1826～1857年の世帯変遷の復元を試みた。その結果、潰れた百姓軒の後に、新百姓が配置されなかったと考えられる場合があるものの、分家などがあり、全体としては80軒台前半の軒数が維持されていたと考えられる。さらに、翻刻や比較の過程で明らかになった事実をもとに、『防長風土注進案』に記載がある瀧山城の障子の行方についても推定をおこなった。筆者らが調べた限り、この障子は、現在は残されていない。

キーワード 江戸時代、庄屋文書、殿居村、萩藩、本百姓

原稿受理日 2023年9月8日

Abstract Historical materials pertaining to village chiefs in Tonoï village, Hagi Domain (present-day Yamaguchi Prefecture) in the late Edo period, are accessible. These manuscripts were prepared manually utilizing archaic characters. We deciphered the manuscripts, created reprints, and compared them to restore the succession of households from 1826 to 1857. We discovered that certain peasant families went extinct while others established a branch family, resulting in consistent population of approximately 80 households during the research periods. Through reprint preparation and comparisons among them, we uncovered the whereabouts of *shoji*, paper doors that were moved out from a mountain castle in Tonoï around 1600. Regrettably, according to the authors' investigations, such *shoji* may no longer exist in Tonoï.

Key words Edo period, documents of village chiefs, Tonoï village, Hagi Domain, Honbyakusho (real peasant)

* 近畿大学経済学部

** 下関市立豊田文化財資料室

1. はじめに

江戸時代は米本位経済の一面を持ち、いかに百姓軒を維持するかが、知行主の重要な課題の一つであった。しかし、百姓軒がどのように維持されていたのか、実態に追った研究は、管見の限り、多くはなされていない。本稿は、これまで部分的な翻刻しかなかった萩藩前大津宰判殿居村の庄屋文書のうち、残存する「戸籍」や「御百姓中仕出帳」、「御宗門人別仕出帳」を全て翻刻し、複数時期に亘るこれらの帳を比較することで、どのように家が継続したかの復元を試みる。加えて、個々の史料やそれらの相互比較から明らかになることを、なるべく既存の研究や自治体史などの記述との整合性を確認しながら整理する。

本稿の構成は、以下の通りである。2節では、対象地の地名の由来や小史をまとめる。3節では、史料の背景や、解釈、考察に必要となることをまとめる。4節では、史料、5節では、分析方法を説明する。6節では、今回の翻刻で新たに発見した史料を採録して紹介し、世帯数や人口、年齢構成などの基礎的な内容を整理する。7節では、世帯の連続性といった、より踏み込んだ分析を試みるとともに、障子の行方についても触れる。

2. 対象地

2.1. 対象地とその地名

本研究の対象地である殿居^{とのい}は、現在は、山口県下関市豊田町の一部である（図1の青色で塗られた部分）。明治11（1878）年の郡区町村編制法に基づいて、翌年に行政区画として設定された赤間関区（後に、下関市に改称）と豊浦郡域が、現下関市域の大半をなしている。平成17（2005）年に、最後まで豊浦郡に属していた菊川町、豊田町（殿居を含む）、豊浦町、豊北町と下関市とが合併し、殿居は現在、下関市豊田町の大字となっている。

江戸時代の藩政村としての殿居村⁽¹⁾（図1の青色で塗られた部分に下佐野を加えた部分）

(1) 藩政村としての殿居村は、下佐野^{しもさの}を含んでいた。例えば、『地下上申』（山口県地方史学会、1979、p. 514、p. 517）には「小村小名」として下佐野や下佐野村が、『防長風土注進案』（山口県文書館、1962、p. 396）には「村内小名」として下佐野が記されている。現在は、上佐野、中佐野と下佐野をまとめて佐野と称しており、殿居に含まれるという認識ではないものの、住所表記では、現在も殿居である（私信）。

なお、『地下上申』は享保12（1727）年～宝暦3（1753）年に作成された村明細帳で（穂本、1971、p. 120）、明治になって『地下上申』の表題がつけられたものである（川村、1988、p. 98）。書き出し年は、同じ宰判内でもばらつきがある（西川、1981、p. 4）。殿居村の『地下上申』は、元文4（1739）年に完結したとされる（豊田町史編纂委員会、1979、巻末年表 p. 11）。

『防長風土注進案』は、天保12（1841）年に藩府から調査が命じられ、弘化4（1847）年にか

は、大区小区制や、上記の郡区町村編制法による変遷の後、近接する他の藩政村とともに明治22(1889)年に豊田上村⁽²⁾となり(図1)、昭和29(1954)年に西市町、豊田中村、豊田下村と合併して豊田町となった。豊田町となった4町村に豊田前村⁽³⁾を加えた地域は、古くから「豊田の郷」と呼ばれ、文化、産業、経済面などでまとまりがあり、西市町の西市をはじめとして、殿居(殿居村)、八道(豊田中村)、石町(豊田下村)、麻生(豊田前村)が村の中心をなしていた(豊田町史編纂委員会, 1979, 緒言, p. 654)。

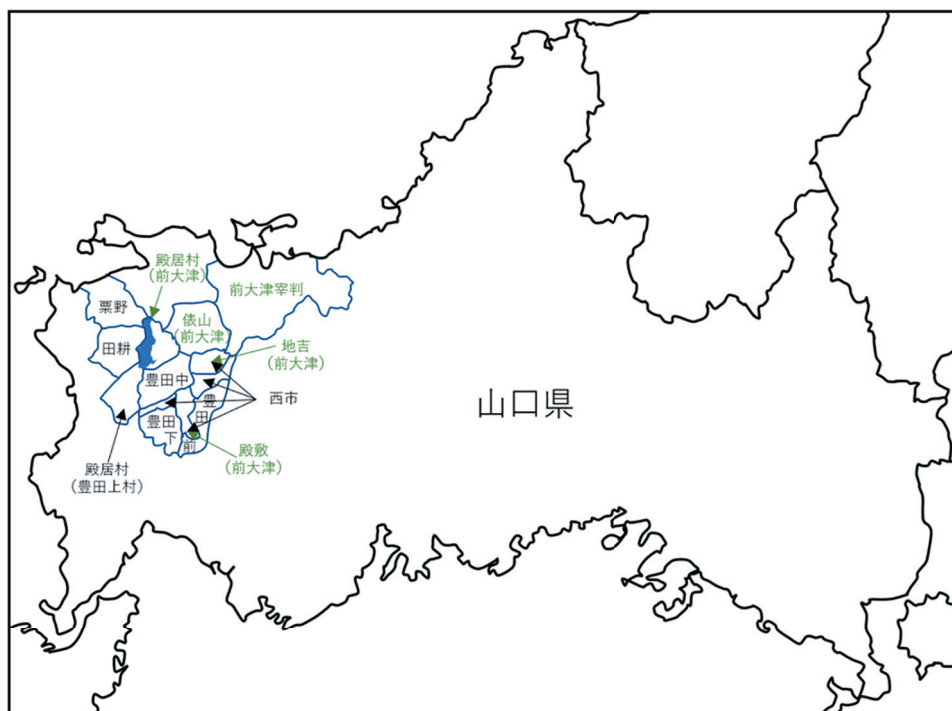


図1 藩政村の殿居村(前大津宰判)とその周辺地図

注： 県域を示した黒線部分と青色で塗られた「殿居村(前大津)」は、政府統計の総合窓口「地図で見る統計(jSTAT MAP)」に基づいた。県域は、現在の海岸線、県境を示した。青色で塗られた「殿居村(前大津)」は、現在の殿居の範囲であり、下佐野は含んでいない。青線部分は、石川(1986)の巻末の「藩政時代支藩及宰判別地図(幕末)」を参考にした。石川(1986)では明治22(1889)年当時の市町村名が記されているが、図1では分かりやすさを優先して、豊田奥(村)の代わりに西市とした。本文中で出てくる藩政村の八道村は、豊田中(村)に含まれる。

↘ けて作成されたもので、計数事項は天保12(1841)年に時点を置くものが大半とされる(山口県文書館, 1962, p. 1; 山口県文書館, 1966, pp. 1-2)。

(2) この時に、殿居村は豊田上村の大字になった(「角川日本地名大辞典」編纂委員会, 1988, p. 585)。豊田上村は、明治45(1912)年に殿居村に改称した。このため、旧藩政村としての殿居村は、明治45(1912)年に改称した殿居村の一部であることに注意を要する。

(3) 昭和28(1953)年に豊田前町となり、翌年、他町村とともに美祢市となった。

殿居の名の由来は、殿様が居たためと、当地では口碑が伝えられてきた⁽⁴⁾。文献をあたると、江戸時代の『地下上申』に「往古当村城主杉民部大輔元重と号、当村ニ御居住被成依之殿居と申伝候事、いつ之此よりか殿井と書習わせ申候」（山口県地方史学会，1979，pp. 516-517）とある。『防長風土注進案』にも「殿居と申名義は往昔當村に相民部少輔元重と申人の居城有之遠近の里人、殿の居玉ふ所と云ことを殿居と呼けるより村の名となり候由申傳候」（山口県文書館，1962，p. 396）とある。これは、殿居の名前の由来とともに、殿居の開作に城山しろやま（376m）と呼ばれる山があり、相民部少輔元重すぎみんぶのしょうゆもとしげの詰の城として、山頂を中心に瀧山城（滝山城，竜山城）が築かれていたことを伝えるもので、大正時代末の『山口県豊浦郡郷土教育資料』（豊浦郡小学校長会編，1926，p. 10；1984，p. 10）⁽⁵⁾、昭和になってからは『豊田町史』や『豊北町史』にも同様の説明がある⁽⁶⁾。殿井郷と称していた室町時代初頭には、相（杉）氏が居城していた可能性が指摘されているものの、詳細はわからない（藤井，1990b，p. 77；豊田町観光協会・豊田町文化協会，2011，p. 1-33）。西尾（2016，p. 87）は、史料に基づきつつ、「長門国豊田郡には、少なくとも大内義隆時代から永禄，天正，文禄，慶長初年に至るまで、杉氏の知行の存在が確認される」としている⁽⁷⁾。また、殿居には、相（杉）氏の屋敷もあったとされる（西尾，2016，p. 86）。『豊北町史』（豊北町史編纂委員会，1972，p. 221）には、天正19（1591）年，あるいはその数年前から、阿川毛利の祖となった繁沢元氏が、瀧山城を預けられたとある。関ヶ原の戦いの後，繁沢元氏が玖珂郡に移ってからは，殿居には，後述のように毛利元鎮もとさねが居住した。元鎮は瀧山城には入らず，瀧山城は，慶長20（1615）年の一国一城令をまたずして荒廃したものと，『豊北町史』（豊北町史編纂委員会，1972，p. 222）では推定している⁽⁸⁾。

ところで、『防長風土注進案』（山口県文書館，1962，p. 402）には、「古物類 中村 吉右

-
- (4) 藤井（1990b，p. 77）は，相（杉）元重と毛利元鎮が居住したことが，殿居という地名の由来と推定している。
- (5) 1984年に『豊浦郡郷土誌』として，解題復刻されている。同書では，「人皇九十九代後花園天皇の御宇文安年間」に元重が城を築いたとあるが，文安年間は1444～1449年で，時代が合わない。
- (6) 元重に関しては，文献の間で，若干の齟齬が認められる。西尾（2016，p. 86）によれば，相（杉）元重は，東（毛利元就の継室の1人）の弟と伝承される人物である。藤井（1990b，p. 77）によれば，元重が弘治1（1555）年の厳島の戦いに出陣したことが史書に記されている。豊田町史編纂委員会（1979，pp. 131-132）や豊田町観光協会・豊田町文化協会（2011，p. 1-33）は，元重は大内氏の家臣であり，弘治3（1557）年に大内義長が長府の長福寺（現，功山寺）で自刃した際に殉死したとする。豊北町史編纂委員会（1972，p. 221）は，人物比定の仕方次第では，元重は殉死しておらず，弘治3（1557）年以後も存命であった可能性があるとする。豊田町観光協会・豊田町文化協会（2011，pp. 1-32-1-33）では，1555年の厳島の戦いへの出陣と1557年の殉死を，そのまま記している。
- (7) 藤井（1990b，p. 77）も，元重を含む相（杉）氏が，複数の代に亘って知行を有していた可能性を指摘している。
- (8) 豊田町殿居公民館（1996，pp. 71-72）は実測図を載せるとともに，遺構は中世後期のもので，城郭の縄張りは大内氏の特徴を有することを指摘している。

衛門藏 一 障子 貳枚⁹⁾ 但 右相氏の居城破却の時より持傳候よし申傳候」とある(図2)。この障子の行方は、現在、不明である。『防長風土注進案』は、天保13(1842)年に着手し、弘化4(1847)年に脱稿したもので(山口県文書館, 1962, 凡例), 『防長風土注進案』が成立した時期が本稿で取り上げる内野家文書のうち、最古のNo. 2(文政9(1826)年)と最新のNo. 29(安政4(1857)年)の間に入ることから、後で障子の行方について若干の分析, 考察を試みる。

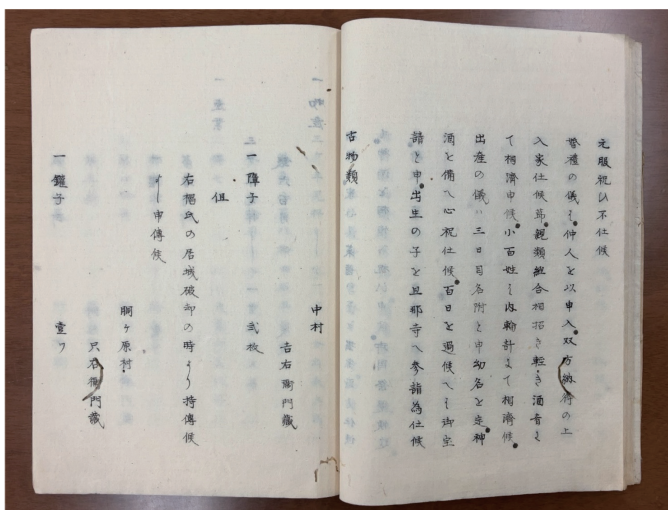


図2 『前大津宰判 風土注進案十四 殿居村』の該当部分(山口県文書館所蔵: 2023年8月1日 河田撮影)

殿居の地名は、上記の『地下上申』でも触れられているように、殿井と書かれる場合がある。『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, pp. 140-141)には、「殿居村は初めは「殿井村」と書いていたが、天保十三年に編纂に着手した『防長風土注進案』に「殿居村」とあり、以後はすべて殿居村と書いた」とあり、藤井(1990b, p. 80)も「江戸時代の中ごろまで殿井と称していたが、その後殿居とかわった」としている。「角川日本地名大辞典」編纂委員会(1988, p. 585)では「古くは殿井とも書いた」と書かれている。下関市立豊田文化財資料室(2008, p. 117)は、こうした指摘を踏まえつつ、実際に内野家文書の各帳の表紙に書かれた村名を集計すると、天保年間前半までは殿居が、天保年間後半からは殿井が大多数を占め、むしろ幕末の方が、殿井の使用が多かったことを指摘している。本

(9) 図2に示した『前大津宰判 風土注進案十四 殿居村』(山口県文書館所蔵)では、「貳枚」となっているが、ここでは翻刻(山口県文書館, 1962, p. 402)での書き方である「貳枚」とした。

稿では、基本的に殿居を用いるが、史料などで殿井が用いられている場合などは殿井とする場合もある。

2.2. 小 史

豊田町域⁽¹⁰⁾で遺跡が多く発見されるのは弥生時代以降であり、縄文時代の遺跡はまだ確認されていない（豊田町史編纂委員会，1979，p. 47；豊田町観光協会・豊田町文化協会，2011，p. 1-2）。645年の大化の改新後に穴戸国^{あなとのくに}が設置され、後に穴戸国は長門国に改称されたと考えられている（豊田町史編纂委員会，1979，p. 70）。穴戸国は、ほぼ後世の領域と同じ豊浦郡，阿武郡，大津郡，美祢郡，厚狭郡の5郡に分けられ（豊田町史編纂委員会，1979，p. 70），豊田町域は大津郡の稲妻郷^{いなめごう}に属した（豊田町観光協会・豊田町文化協会，2011，p. 1-4）。701年の国郡里制の下で，豊田町域がどの里に属したかは記録が残っておらず，奈良時代（710年～）初期に里が郷^{ごう}と改称された後，200年ほど経過した平安時代中期に，源順が編纂した『和名抄（和名類聚抄）』に郷名が残っている（豊北町史編纂委員会，1972，p. 136；豊田町史編纂委員会，1979，p. 75）。同じく平安時代中期頃に，知行国の制度が広まり始めると，豊浦郡は豊東郡，豊西郡，豊田郡の3つの私郡に分かれ，この頃，稲妻郷は豊田郡に転属されたと考えられている（豊田町観光協会・豊田町文化協会，2011，p. 1-12）。『和名抄』にみえる豊田郡の8郷に，記載漏れが疑われる豊浦郷を入れた9郷のうち，栗原郷^{くりはら}のみ，現在の地名に基づくと比定できる地域がないため，『防長地名淵鑑』（御園生，1931，p. 809）では，郷名を対応できていない栗野村，田耕村，殿居村，および豊田中村（稲見を除く）を栗原郷と推定し（図1），その後の文献も，この見解を紹介している（豊北町史編纂委員会，1972，p. 137；小野，1977，p. 113；豊田町史編纂委員会，1979，p. 76）。

殿居に所在する厳島神社は，平安時代の天元1（978）年に「安芸国宮嶋の厳島神社を勧請した」⁽¹¹⁾ものとされ，その再建時の棟札には，室町時代にあたる文安5（1448）年付けで「長州豊田郡牛見庄殿井郷^{うしみのしょう}」とある。詳細は省くが，殿居に隣接する田耕にも厳島神社があることなどを根拠に，鎌倉時代，殿居や田耕は安芸国厳島神社の社領⁽¹²⁾であった可能性が指摘されている（豊北町史編纂委員会，1972，p. 174）。牛見庄は，時代を下っ

(10) 参照した文献では，断りなく，豊田郷，豊田地方，豊田町域などが使われている場合がある。本稿では，分かりやすさを優先するために，殿居を含み，かつ，これらすべてに包含されると考えられる豊田町域という言い方に統一して記述する。

(11) 豊田文化財資料室（下関市豊田町）で展示されている厳島神社再建の棟札の説明に基づく。豊田町史編纂委員会（1979，p. 692）にも同様の説明がある。

(12) 小野（1977，p. 201）によれば，長門国では，鎌倉時代にはほとんどの土地が荘園であった。

た江戸時代の『防長風土注進案』の殿居村の冒頭でも「大津郡前大津御宰判豊浦郡之内牛見莊 殿居村」(山口県文書館, 1962, p. 396)として出てくる⁽¹³⁾。上述の瀧山城の開城がいつ頃か定かではないものの、『豊北町史』では、鎌倉時代末期から南北朝時代の間に開城されたと推定した上で、開城後に地名が二又瀬から殿居に改称されたとしている(豊北町史編纂委員会, 1972, p. 220)⁽¹⁴⁾。年は不詳であるが、戦国時代の文書では、『閩閩録』(山口県文書館, 1970)の内藤小源太の2分冊のうちの1冊目(『閩閩録』九十九之一)の中の、「防長之内隆春分領惣田數辻之事」の中に「殿井」の地名があり(p. 142), また, 「人給方」の中には「殿井畑 一所四捨石足 田數壹町八反大十八分 阿川六郎」とある(p. 145)⁽¹⁵⁾。殿居の名前は、慶長5(1600)年の長門兼重和泉蔵田与三兵衛検見帳(山口県, 2001, pp. 88-89)や、慶長検地(慶長12(1607)~15(1610)年に実施)による長門三井但馬蔵田与三兵衛検見帳(山口県, 2001, pp. 310-313)には記載がなく⁽¹⁶⁾、殿居が江戸初期まで、「田耕のうちであった」と説明する文献もある(豊北町史編纂委員会, 1972, p. 221)⁽¹⁷⁾。岩崎(1980, p. 1)は、太閤検地の頃からの「村切り」によって、中世的な郷や庄が解体されて近世的村落が創出し、藩政村への細分化が完了したのは、正保から元禄期(1644~1688年)にかけてであるとしている。

毛利氏の防長2州⁽¹⁸⁾への滅封による家臣の知行替えて、繁沢元氏が玖珂郡に移った後(豊北町史編纂委員会, 1972, p. 250), 殿居には、毛利元鎮が居住したとされ、見龍寺の裏山に墓が残っている⁽¹⁹⁾。元鎮の父は秀包^{ひでかね}, 母は引地君^{ひきちきみ}で、秀包の父は毛利元就, 母は元

(13) 山澄(1966, p. 33)は、防長の山間部(殿居も含まれると考えられる)では、中世の村落体制の遺制が藩政村に継承されていたと指摘している。

(14) なんらかの文献を参照した書き方になっているが、参照元の文献は、文脈からは判断としない。『豊北町史』(豊北町史編纂委員会, 1972, pp. 220-222)では、「竜山城の諸将」のタイトルで、この時期の動向を、推定を交えつつ詳述している。

(15) この部分は、「角川日本地名大辞典」編纂委員会(1988, p. 585)も参考にした。

(16) このほか、『山口県史 史料編 近世3』(山口県, 2001)に採録されている「慶長十年同十八年御両国之石辻公儀江御付出之扣并御朱印之写」(1605年)の豊田郡(pp. 108-109), 「長門国石高帳」(慶安2(1649)年)の豊田郡(pp. 157-158), 「周防六郡長門六郡之郷村石高帳」(寛文4(1664)年)の豊浦郡(pp. 211-212), 「元禄十二年長門国郷帳」の豊浦郡(pp. 222-224), 「周防国長門国一円郷村高帳」(天保5(1834)年)の豊浦郡(pp. 249-255), 「長門分宰判別田畠石高押シ免」(天保12(1841)年)の「前大津宰判」(pp. 760-764)には、殿居(殿井)の記載はない。

(17) 『山口県史 史料編 近世3』(山口県, 2001)の中の史料では、「長門寛永式年坪付帳」(1625年)の豊田郡には「田耕之内殿井」(p. 400)とある。また、「給領御配郡別石高名付付立」(寛永3(1626)年)の豊田郡にも「田耕之内殿居」とあり, 「毛利佐渡守」の所領となっている(p. 429)。なお、毛利佐渡守は元包のことである(時山, 1916, p. 23)。「一村限明細絵図」(地下上申絵図; 山口県文書館所蔵)の清図のタイトルも, 「田耕村ノ内殿井村」となっている。

(18) 山口県は、令制国では周防国(防州)と長門国(長州)にあたることから、防長と呼ばれる。藩の正式名称は萩藩で、別称で長州藩と呼ばれることもある(木村・藤野・村上編, 1990, p. 347; 寺田, 1989, p. 167)。文久3(1863)年に敬親が山口の政事堂で藩政をおこなうようになってからは、山口藩と称するようになった(木村・藤野・村上編, 1990, p. 349)。

(19) 本段落は、主に三坂(1879)と藤井(1958)に基づいた。

就の継室である乃美大方のみの おおかたである。秀包は小早川隆景の養子となり、天正15(1587)年に久留米城主となった後、大友宗麟の娘である引地君⁽²⁰⁾と結婚し、天正17(1589)年に元鎮が生まれた。秀包は関ヶ原の戦いで負けた後、慶長6(1601)年3月に傷風の病⁽²¹⁾で、35歳で死去した。引地君は滝部(下関市豊北町)に3000石⁽²²⁾の土地をもらって久留米から移り住み、翌慶長7(1602)年、元鎮が萩で輝元そうずい(宗瑞)に拝謁の後、阿川、滝部、殿井の3か所に2000石の土地を賜り、慶長12(1607)年には輝元のはからいで佐田姫(阿川君)と結婚し、同年末に元包が生まれた。元和2(1616)年には輝元から1万石の大名への取り立ての話があったものの、元鎮は固辞し、以後は殿居に居を移し、そのまま殿居を出ることはなかったという。寛永2(1625)年4月に輝元が死去すると元鎮は剃髪し、元信入道柳菴もとのぶにゅうどうりゅうあんと号して、家督を元包に譲り、38歳の若さで隠居生活に入った。寛永2(1625)年に検地が終了すると、給領地の繰入れ替えとなる大規模な替地がおこなわれ、9月に吉敷郡勝井黒川、美祿郡長田、厚狭郡木戸、黒川、それに殿居の7000石が同家の給領地となった(藤井, 1990b, p. 79; 豊田町観光協会・豊田町文化協会, 2011, pp. 1-38-1-39)。このため、元包は吉敷に居を移し、以後、吉敷毛利と称することとなった。こうした経緯から、殿居は江戸時代、吉敷毛利の給領地であった。殿居の中ほどを、現在、国道435号線が通っているが、この道は、江戸時代には肥中街道ひじゅうと呼ばれた。肥中街道は、もともとは田耕から杣路子(殿居南方)を通り、豊田中の飛松に抜けていたが、江戸時代中期頃に殿居を通るルートに変更され(図3)、この変更の理由は、殿居が吉敷毛利の給領地であったためと、豊田町観光協会・豊田町文化協会(2011, p. 2-12)では推定している。

その後、殿居の地名は、元禄12(1699)年の『周防長門郷帳』には記載がなく(石川, 1986, p. 495, p. 520; 山口県, 2001, pp. 222-224)⁽²³⁾、一般には1747年頃に成立したとされ

(20) キリシタン大名の大友宗麟の娘であった引地君は洗礼名をマゼンシャといい、元鎮が阿川に邸を移した際、その一隅(引地)に屋敷を設けて住んだため、引地君と呼ばれた(豊田町観光協会・豊田町文化協会, 2011, pp. 1-37-1-38)。豊田町殿居公民館(1996, p. 70)にも、同様の記述がある。

(21) 藤井(1958, p. 29)、藤井(1990b, p. 78)、豊田町観光協会・豊田町文化協会(2011, p. 1-37)では、柳川藩の船から鳥銃で撃たれたことが、傷風に罹った理由のようにも読めるが、はっきりしない。三坂(1879, p. 68)では、「大坂より海路帰国の途に就いたが、途中病を得て」となっている。豊田町殿居公民館(1996, p. 69)は、「柳川船から鳥銃を撃ちかけられ弾があたって破傷風の病にかかり」と記している。

(22) 秀包は、朝鮮出兵の後、13万石に加増されていた。秀包の死後、13万石から3000石へ大幅に減少したことから、藤井(1958, p. 29; 1990a, p. 27)は、引地君の苦労を偲んでいる。3000石を与えられた月日は文献に見えないが、秀包の死去が慶長6(1601)年3月で、これは慶長5(1600)年に、家康により毛利氏の防長2州の安堵がなされた後のことである。

(23) 歴史用語については、山口県文書館(1966)と石川(1986)の両方にある場合は、石川の説明を優先して引用した。

萩藩殿居村庄屋文書を用いた江戸時代末期の世帯変遷復元の試み(河田・田中)

る『地下上申』(山口県地方史学会, 1979) および, 1842年に成立したとされる『防長風土注進案』(山口県文書館, 1962)で, それぞれ殿井村, 殿居村として出てくる(図3)。『天保郷帳』には記載がない⁽²⁴⁾。本稿が主に扱うのは, 江戸末期にあたる, 文政9(1826)年3月から安政4(1857)年12月にかけての庄屋文書であり, 既述のように『防長風土注進案』が成立した時期を挟んでいる。



図3 殿井村の「一村限明細絵図」(地下図)(山口県文書館所蔵:2023年8月2日 河田撮影)

注: 殿井村の「一村限明細絵図」(いわゆる地下上申絵図)には, 清図, 地下図, 清図(副)がある。地下図は, 藩の役人の指導の下, 地下の者が描いたとされる。殿居は南北に長い(図1参照), 北部は山林が多く, 地下図は平地部分を中心にデフォルメして描かれている。殿居村の清図は, 本来の殿居の形状に近く, 南北に長く描かれているが, 下佐野が除かれている。絵図の家屋は, 実際の家屋を正確に反映していない可能性があるもの(山田, 2007, p. 35), 明治期以降の家屋の所在地と比較してみると, 江戸時代の家屋の並びを比較的反映しているものと推定される。筆者らのカウントでは, 地下図には72軒あり, うち7軒が下佐野, 清図には68軒あるため, 地下図の下佐野を除いた範囲では, 清図よりも3軒少ない。これら以外の家屋の位置は, 清図と地下図でほぼ一致している。

明治に入ると, 明治2(1869)年に藩士の知行地が返上され, 本藩, 支藩の全ての村落は, 藩直轄の一般蔵入地に編入されて, 給領庄屋は廃された(豊田町史編纂委員会, 1979, p. 448; 豊田町観光協会・豊田町文化協会, 2011, p. 1-62)。さらに藩からは, 土地や人民を朝廷に返還する版籍奉還がおこなわれた⁽²⁵⁾。廃藩置県により, 明治4(1871)年7月に

(24) 『長門国郷帳』(国立公文書館デジタルアーカイブ)を参照した。

(25) 山澄(1966, p. 53)は, 知行主が知行地を藩主に, 藩主が藩領を朝廷に奉還する二重の版籍奉還がなされたと指摘している。

山口藩から山口県に変わり、明治5(1872)年から明治10(1877)年は、殿居村は第17大区第2小区の一部となり、明治11(1878)年に殿居村他4か村の戸長役場が殿居に設置された⁽²⁶⁾。郡区町村編制法の下での殿居村は、町村制の施行によって明治22(1889)年に一ノ俣村、荒木村、佐野村、杵路子村とともに豊田上村となった。豊田上村は、明治45(1912)年に殿居村に改称し、昭和29(1954)年に殿居村(旧豊田上村)が豊田中村、西市町(旧豊田奥村)、豊田下村と合併して豊田町の一部となり、平成17(2005)年に豊田町が下関市、菊川町、豊浦町、豊北町と合併して下関市となって、現在に至っている。

3. 関連事項の整理

3.1. 防長2州への減封と萩藩の成立

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いでの敗北後、毛利氏は8か国120万8000石から、防長2州の29万8000石に減封された(矢守, 1968, p. 20)。輝元は隠居して宗瑞^{そうずい}と称し、初代萩藩主には秀就が付き、また、岩国藩(岩国領)、長府藩(豊浦藩)の2支藩がおかれた。慶長9(1604)年には一門の知行配置が定められて、穴戸家、右田毛利、厚狭毛利、吉敷毛利(毛利元鎮)、阿川毛利(繁沢元氏)、大野毛利(以上、一門六家)が要所に配置され、益田家と福原家は一門に準じた扱いとなり、江戸時代を通じて永代家老職にあった(以上、一門八家)⁽²⁷⁾。元和3(1617)年に萩本藩から下松藩(徳山藩)が支藩として、承応2(1653)年には長府藩から清末藩が支藩(萩本藩からみると孫藩)として立藩した。

豊田町域のうち、地吉村、殿居村、殿敷村は萩本藩領(図1)、残りは全て長府藩領であり、長府藩の支藩である清末藩領であったところはなかった(藤井, 1990b, p. 131)。殿居村は村全体が萩本藩領で、吉敷毛利の給領地であった。殿居村にほど近い八道村は、長府藩の家老細川氏の所領で、この細川氏は備中守護の細川政春の子孫にあたる。防長2州への減封の際、細川氏が備中から引き連れてきたとされる家臣について、安村(1990, p. 264)に記述があり、このことについては、後で少し触れる。

防長2州への知行替えにより、慶長5(1600)年に家臣の知行地は上地^{あげち}されて、一時、蔵米給与となった後、部分的な知行配賦がおこなわれた(石川, 1986, p. 86)。慶長6(1601)年、知行を5分の1に減じて配布する方針が定められた(矢守, 1968, p. 20)⁽²⁸⁾。

(26) 『村勢調査原簿』(殿居村役場文書)に基づいた。

(27) 主に、時山(1916)、豊北町史編纂委員会(1972, pp. 247-248)、小野(1977, pp. 447-459)を参照した。

(28) 『豊北町史』(豊北町史編纂委員会, 1972, p. 250)も、防長への知行替えによって、家臣の知行

慶長10（1605）～15（1610）年にかけての慶長検地の後、家臣への知行の一斉配賦がおこなわれ、さらに、寛永2（1625）年の寛永検地の後、給領地の総入れ替えがおこなわれた（石川，1986，p. 69）。前述のように、この寛永知行替に際して、元包は殿居から吉敷に居を移した。

萩本藩領では慶安3（1650）年に、^{さいばん}（²⁹）と呼ばれる行政区域が設置された（木村・藤野・村上編，1990，p. 347）。宰判は郷村支配の中間的な組織で、郡と同程度の領域を、1人の代官が管轄するとともに、民からも1人の大庄屋が置かれ、官、民両方による支配であった（石川，1986，p. 165）。これに伴い、豊田町域のうち、萩藩領であった地吉村、殿居村、殿敷村は、前大津宰判の管下となった（豊田町史編纂委員会，1979，巻末年表 p. 8）⁽³⁰⁾。

3.2. 蔵入地・給領地，庄屋・畔頭，禄

藩主の直轄地は蔵入地（御蔵入）と呼ばれ、支藩領と萩本藩の藩士に分給された土地は、給領地（給領）や知行地などと呼ばれた。藩士も陪臣⁽³¹⁾がある場合は、給地を陪臣に配分した。蔵入地には村、町、浦、島ごとに庄屋が置かれ、郡奉行→代官→大庄屋→庄屋という行政系列で、庄屋の下には畔頭^{くろがしら}2～3人や、証人百姓がおかれた（石川，1986，p. 199）。蔵入地からの貢租は、直接に藩庫へ収納された（石川，1986，p. 120）。藩士の給領地には、一給ごとに給領庄屋（給庄屋）^{きゅうりょうじゅうや}が置かれて蔵入地の庄屋と同様の職務をおこない、一村のような大給の場合には、給畔頭が置かれることがあった（石川，1986，p. 105，p. 155）。その上には各給領庄屋を統率する小都合庄屋が配置される場合があり、郡奉行→代官役→大庄屋⁽³²⁾→小都合庄屋→給領庄屋という行政系列であった（石川，1986，p. 155）。御蔵入庄屋が給領庄屋を兼ねた村もあった（豊田町史編纂委員会，1979，p. 141）。庄屋、畔頭、証人百姓は全て百姓身分の者で、村落の自治を司り、地下役人と総称された（石川，1986，p. 180）。

殿居は吉敷毛利の知行地であったため、給領庄屋支配である。本稿で主に取り上げる史

↘ は5分の1に減ったとしている。

(29) 宰判は裁判とも書かれ、「支配する」の意であり、当初は代官が支配する範囲を意味したが、次第に行政区域の意味合いが強くなった（豊田町史編纂委員会，1972，p. 258；石川，1986，p. 165）。

(30) これら以外の豊田町域は長府藩に属していたため、宰判とは関係ない。

(31) 藩士が抱える家来のこと（石川，1986，p. 283）。一門である吉敷毛利が抱える家臣も、萩本藩からみれば陪臣であった。

(32) 宰判ごとに1人おかれ、都合庄屋と呼ばれた時期もあった。「都合」は、「とりまとめる」や「たばねる」の意味である（以上、石川，1986，p. 52）。

料の時期には、殿居村の給領庄屋であった内野家は、榎原村の庄屋も兼ねており、小都合庄屋と記されている場合が多い⁽³³⁾。今回使用した史料等で確認できる期間では、畔頭組は2組で⁽³⁴⁾、どちらの畔頭も同じ家の者が勤め、うち1組では、1851年に代替わりしている。

禄には、知行、切米、扶持米があった⁽³⁵⁾。知行とは、給領地を与えられることで（地方^{じかた}知行）、収穫の4割（四ツ物成）が知行主の取り分、6割が農民の取り分となった。知行といいつつも実際には土地を配分せず、蔵米から四ツ物成相当分の米を支給する場合は、浮米といった（浮米知行）。知行、浮米のどちらも収穫高を示す「高〇石」での表示であった（石川、1986、p. 116）。切米は、知行に加えて、職務俸などとして支給された分限帳記載の禄米で、実収を示す「〇石」表示であった（石川、1986、p. 116）。扶持米は、下級小身の士族や軽卒を対象に蔵米から支給された分限帳記載の禄米で、1日1人分の食料を基準として1年分が与えられた（豊田町史編纂委員会、1979、p. 141；石川、1986、p. 324）。

3.3. 戸籍制度

民を把握する帳簿として、全国的に宗門改帳と人別改帳があった。宗門改帳は、寛永12（1635）年の肥前国平戸町の「平戸町横瀬浦町御改之帳」が嚆矢とされ（松浦、2004、p. 8）、檀家寺を記してキリシタンなどではないことを証明するものであった。人別改帳は、租税や軍役を課すための戸籍簿や租税台帳の役割を担うもので、いつ始まったかは、はっきりしない。幕府は寛文11（1671）年に、藩に対して宗門改帳と人別改帳を統合した宗門人別改帳の作成を命じた。萩藩では、安永8（1779）年に戸籍帳の制度を開始した。この

(33) 1826年の「殿居村戸籍仕出（紙損）」（No. 2）は、表紙は畔頭名で、帳の中で庄屋の役名として「小都合給庄屋兼役」が出てくる。1851年の「殿井村御百姓中仕出帳」（No. 22）では、表紙に「小都合」とあり、1855年の「殿井村御宗門人別仕出帳」（No. 27）と1857年の「殿井村御宗門人別仕出帳」（No. 29）では、表紙に「小つ合」とある。1851年の「殿井村戸籍（紙損）」（No. 25）、1851年の「殿井村戸籍括り帳」（No. 28）では、表紙に「御庄屋」とある。なお、殿居村の場合、小都合庄屋、給畔頭などを使う方が正確であるが、本稿では史料でも使われている庄屋、畔頭を用いる。

(34) 『地下上申』（山口県地方史学会、1979）の、「殿井村石高境目書」および「豊浦郡殿井村境目書及ヒ由来書」の冒頭には「庄屋 文左衛門」（p. 514、p. 516）とあり、「殿井村石高境目書」の末尾には、延享4（1747）年付で、庄屋忠右衛門、畔頭只右衛門、神左衛門とある（p. 516）。『豊浦郡殿井村境目書及ヒ由来書』の末尾には、元文4（1739）年付で「殿井村庄や 文左衛門」（p. 519）と出ている。なお、豊田町史編纂委員会（1979、p. 142）の表中では、天保・弘化頃（1840年代）についてと思われるが、中央、開作の畔頭組と、仁五と下佐野の畔頭組の2組があったことを付記している。『防長風土注進案』（山口県文書館、1962、p. 401）には、「三人地下役人」とあり、殿居には、庄屋の他に畔頭が2人いたものと推定できる。

(35) 本段落は、三坂（1879、pp. 110-111）や石川（1986、pp. 174-176）に基づく。他の文献を参照した場合は、本文中で掲げた。

戸籍制度は、「人別改として、宗門改とそれをベースとして」（石風呂，1989，p. 46）⁽³⁶⁾ 成立したもので、「その基本的な帳簿が宗門大究帳と戸籍帳」（石風呂，1989，p. 46）である。戸籍帳は、宗門改帳や人別改帳とは別に、各庄屋の責任で作成されたもので、農民の持高、組名、旦那寺、田畠畝石、牛馬、家族構成員の名前などが記載され、^{とじやく}戸籍とも呼ばれた（一最，1968，p. 81；石川，1986，p. 154）。萩藩では、宗門大究帳と戸籍帳に加えて、宗門小究帳があった。宗門改を基本として作成されたのが宗門大究帳，そこから夫役の部分を取り出した帳簿が宗門小究帳で（石風呂，1989，p. 47，p. 50），安永8（1779）年の戸籍帳の制度により、宗門大究帳とは別に戸籍帳の作成が開始された（浜野，1995，p. 607）。現在発見されている戸籍帳は、先行研究に基づくと、寛政3（1791）年，寛政4（1792）年，文政7（1824）～9（1826）年，天保3（1832）～6（1835）年，安政3（1856）年，安政5（1858）年，文久2（1862）年，元治1（1864）年，慶應3（1867）年，慶應4（1868）年，明治2（1869）年であり、前年との増減も書き込まれている（一最，1968，p. 81；西川，1981，p. 6）⁽³⁷⁾。この間、文政8（1825）年には、萩藩で戸籍法が定められ、畔頭が作成を担当した戸籍人別帳⁽³⁸⁾において、い組，ろ組など、従来の畔頭組よりも細分化された組での記載がなされるようになった（山澄，1968，p. 30；井戸，1968，p. 195）。

3.4. 田地の耕作とその維持

自立し自営できる農家は百姓軒^{ひやくしやうけん}と呼ばれ、田畠の持ち高によって本軒，半軒，四半軒に区分され⁽³⁹⁾，^{かどやくきん}門役銀と呼ばれる雑租を負担した。門役銀を負担する農家は本百姓と呼ばれ、それ以外に、田畠の所有が少ないか、ほとんど所有しない門男（亡土）や名子^{なご}が区別されることがあった⁽⁴⁰⁾。門男や名子は、高持の本軒百姓から耕地を借りて小作した（豊田町史編纂委員会，1979，p. 319）。こうした階層は固定的で、本軒百姓が田畠を手放した

(36) 西川（1981，p. 6）も、戸籍帳の制度は、宗門人別改を発展させた萩藩独自の戸口調査としている。

(37) 文政8（1825）年，明治2（1869）年は西川（1981，p. 6）のみに書かれており、一最（1968，p. 81）にはない。慶應3（1867）年は一最（1968，p. 81）のみに書かれており、西川（1981，p. 6）にはない。

(38) この戸籍法ないしは戸籍人別帳が、壬申戸籍の原型になったと言われている（山澄，1966，p. 52；山澄，1968，p. 30；井戸，1968，p. 195）。

(39) この区分は時代や地域によって違いがあるようで、『豊田町史』（豊田町史編纂委員会，1979，p. 171）では、文政4（1821）年の条令に基いて、石高10石以上の田畠を持つものが本軒，7石5斗～9石9斗9升までが七歩五朱軒，5石から7石4斗9升までが半軒，2石5斗～4石9斗9升までが二歩五朱軒，それ以外が門男であったことを紹介している。

(40) 主に、石川（1986，p. 309，p. 345）に基づいた。萩藩では田畠所有石高2石5斗未満が門男とされ（豊田町史編纂委員会，1979，p. 150），名子は門男に相当する長府藩での言い方であった（豊田町史編纂委員会，1979，p. 171）。

り、名子が田畠を購入して持ち高が増えても、なかなか家格は変わらなかった（豊田町史編纂委員会，1979，p. 317）。領主の立場からは、百姓軒を維持し、廃絶させないことが重視され、離村を禁じたり、本百姓が卒族や下士に取り立てられた時は、その家族や親族に百姓軒を継承させた（石川，1986，p. 309）。この他に、百姓の次男、三男などが戸主の名義で耕作する場合があった（豊田町史編纂委員会，1979，p. 317）。

給領地を給人が耕作することを給人作といい、自営であれば手作^{てきく}、下人などを使って営農する場合は用作^{ようじやく}と区別した（石川，1986，p. 101，p. 245，p. 384）。給人作では、武士身分による特権は認められず、年貢諸役は百姓並み、下札名^{げきつな}⁽⁴¹⁾も名字の付かない百姓名前となるなど、百姓と同様に扱われて庄屋の支配下に置かれた（矢守，1968，p. 22；石川，1986，p. 101）。

このように給領地では、百姓が耕作する場合と、給人が耕作する場合とがあった。以下では、先に百姓軒の維持について、次に給人作について、本稿と関係する部分を中心にまとめる。

百姓軒の維持については、明和8（1771）年の『職坐代々之書附』の中の「庄屋勤方心得の事」に関連する部分が、『豊田町史』（豊田町史編纂委員会，1979，p. 170）に収められている。『豊田町史』から孫引きすると、「どうしても取り続きが難しくみえるときは、規模を縮めてでも百姓軒の潰れないようにすべきである。つぎに百姓出奔の跡や死跡などには村中の二、三男、あるいは他村の者でも入れて潰れ跡の立て直しをしなければならぬ⁽⁴²⁾。惣じて居村の者を他所に出さず、百姓軒の少ない在所へは追々に新百姓^{しんひやくしやう}⁽⁴³⁾を仕立てる心遣いをすべきである。」とある。同様に、『豊北町史』（豊北町史編纂委員会，1972，p. 261）の中では『郡御書附』が紹介されており、「貧窮の百姓が行き詰らいなうちに取続きの手だてをし、場合によっては代官所へも達した上、豊かな者や百姓中から

(41) 寛永20（1643）年以降、春に見分して秋の収穫を予想し、貢租の額を決める春定がおこなわれるようになった。春定下札とは、この時に百姓に交付された貢租の告知書のことで、貢租負担者の名前を下札名といった（石川，1986，p. 133，pp. 297-302；豊田町史編纂委員会，1979，p. 148）。

(42) 百姓軒が潰れる場合として、罰としての村外への追放（空路子騒擾事件で長府藩の空路子村の1軒が、「所払い」として追放された際に、隣接する殿居村に移り住んだ事例が豊田農業改良普及所（1981，p. 30）で紹介されている）、年貢の負担ができずに百姓が出奔する「走り百姓」、田畠を売り「無高」になった場合、「死跡」の場合などがあり、こうした農民は潰れ百姓、無主となった田畠が発生した状態は亡所と呼ばれた（石川，1986，p. 244，p. 289，p. 362）。そのような場合、年貢を確保するために、五人組や村民の惣請けで耕作したが、他村の百姓に耕作させる場合もあった（石川，1986，p. 219，p. 242）。このように、その村だけで耕作せず、他村の者に耕作をしてもらうこともあり、「他村、他領に入り込んで持ち添えにする田地を散田」と呼んだが、散田で耕作放棄が起きることもあった（石川，1986，p. 28，p. 219，p. 242）。

(43) 新百姓とは、「新たに本百姓に加えられた農民」のことである（石川，1986，p. 211）。

扶助米などを借り受ける仕組を立て、どうしても相続させることがむずかしくみえるものは、大を小にしても百姓軒の潰れないようにすべきである。次に百姓が出奔した跡や死跡などには、村中の二三男や他村の者でもしつかりした者に、潰れ跡を立て直していさせるようにすべきである。惣じて居村の者を他へ出さず、百姓軒の少い在所へは追々に新百姓を仕立てる心遣いをすべきである。」とある。

江戸時代、田畠については寛永20(1643)年の「田畑永代売買禁止令」や、延宝1(1673)年の「分地制限令」で売買や分割が規制されていたものの、萩藩の場合、万治2(1659)年の「郡中制法条々」によって土地売買は認められ(内藤, 1965, p. 86), 全国的にも、藩政村が貢租負担できるのであれば、田畠の実際の支配が変動することは容認されていた(岩崎, 1980, p. 3)。なお、明治になった後は、下札持主が地主とされ、百姓軒や寄生地主に地券が交付されて、土地所有権が法的に認められた(小野, 1977, pp. 632-633)。

次に、給人作に係わることをみる。既述のように毛利家は、関ヶ原の戦いでの敗北の後、大幅に減封され、家臣団を引き連れて防長2州に移っており、中には貧窮したり、農民となったものもあったと考えられる⁽⁴⁴⁾。萩藩では家臣は萩城下での居住が原則であったものの、家計が逼迫して希望を出した場合、知行地や縁故のある村での居住が認められることがあり、その制度を在郷住宅さいごうじゅうたくといった(山澄, 1966, p. 37; 石川, 1986, p. 162)。在郷の許可は、「万治制法」(1660~1661年)では80石以下、寛文9(1669)年からは200石以下、享和3(1803)年⁽⁴⁵⁾からは藩士の請願に基づく形となった様子である(脇, 1978, p. 25; 石川, 1986, p. 162)。石川(1986, p. 162)によれば、『防長風土注進案』にある「在宅諸士以下陪臣」は、在郷住宅によるものが多く、「自給のため手作農業を営む者もあるはずである」とある。実際、山本(1958, p. 17)は、長府藩領ではあるが、殿居村に近い八道村の陪臣であった家の当主からの聞書に基づき、「平時は農耕に従いしものゝようである」と記している。

4. 史 料

本稿で用いるのは、殿居村在住の小都合庄屋であった内野家の庄屋文書(以下、内野家文書)であり、同文書は、現在は、下関市立豊田文化財資料室(下関市豊田町)に寄託さ

(44) 例えば、藤井(1990b, p. 103)は、「徳川の天下となって世の中が安定したので、このころ武士を廃めて殖産興業に志す者が多くでた」と記している。

(45) 矢守(1968, p. 22)は、享和8年に250石になったことを『毛利十一代史』に基づき紹介している。享和8年は、享保8(1723)の誤植と思われる。

れている(図4)⁽⁴⁶⁾。内野家文書の大半は帳綴されており、その一部は複数の帳を1つに綴じたものになっている。『豊田町内所在史料目録「文書編」第一集』(豊田町文化財史料館, 2000)では、複数の帳が1つになっている場合は、それらを別の帳として扱い、No. 79まで番号が振られている。豊田町文化財史料館(2000)には掲載がない史料が、他にも多く残っており、これらは現在、豊田文化財資料室で、No. 80~No. 107の番号が振られている。本稿で史料に言及する時は、これらの番号を使用する。史料のタイトル等の翻刻は、本稿では修正して用いた場合がある。

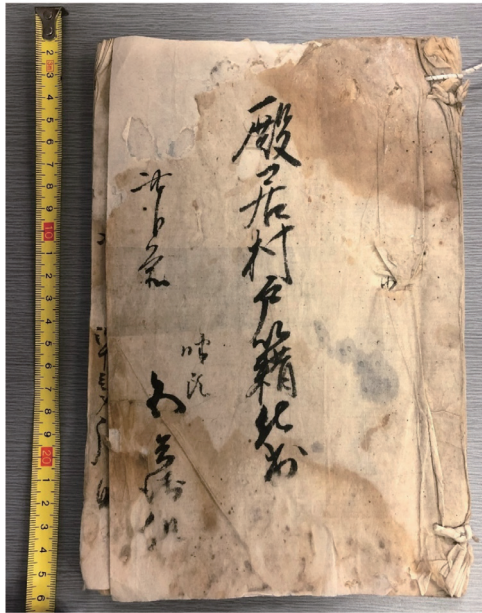


図4 『殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組(文政9(1826)年)』(内野家文書 No. 2)の表紙(下関市立豊田文化財資料室:2022年6月5日 河田撮影)

内野家文書のうち、世帯の変遷を追うために用いたのは、次の5史料である。

No. 2	殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組	文政9(1826)年3月
No. 22	殿井村御百姓中仕出帳	嘉永4(1851)年6月
No. 25	殿井村戸籍(仕出帳:紙損)	嘉永4(1851)年12月
No. 27	殿井村御宗門人別仕出帳	安政2(1855)年1月

(46) 寄託にいたる経緯は、下関市立豊田文化財資料室(2008, p. 1)で説明されている。

No. 29 殿井村御宗門人別仕出帳 安政4（1857）年1月

これらのうち、No. 2には朱墨（一部は黒墨）で追記があるが、これは、帳の作成後の異動を都度記録したもので、一定期間の後、網羅的に加筆修正したものではない。No. 2は、文政8（1825）年に萩藩で定められた戸籍法に基づく戸籍人別帳であり、畔頭が作成を担当した。No. 25にも朱墨での追記があり、これは翌年の嘉永4（1851）年11月時点で、全面的に直したものである。なお、世帯数や当時の畔頭の数から、No. 2の畔頭五兵衛組のもの以外に、もう一組分の帳があったと推定されるが、残されていない。

これら以外にも、個々の世帯の情報は入っていないが、

No. 28 殿井村戸籍括り帳 嘉永4（1851）年12月⁽⁴⁷⁾

No. 23 殿井村戸籍括（り帳：紙損） 安政4（1857）年12月

も使用する。内野家文書には、この他にも（田畠）名寄帳と思われるもの（No. 94～99）があるが、表紙などが紛失して作成時期が明確にわからないことに加え、水損で開かなかったり、虫喰い破損の部分が多く、今回の比較に使うことはできなかった。また、No. 91は下札綴のようであるが、断簡に近い状態であり、これも今回、用いることはできなかった。内野家文書以外に、豊田文化財資料室で保管されている殿居村役場文書（旧豊田町域町村役場文書）や、山口県文書館の所蔵史料も、適宜参考にした。

上記の内野家文書のうち、No. 2は単独の綴りであるが、それ以外はひと綴りになっており、その構成は次の通りである。No. 28とNo. 29がともに表紙となり、No. 28の後には、No. 27、No. 25が続き、No. 29の後には、No. 21、No. 22、No. 23、No. 80が続いている（図5）。今回、この綴りを詳細に確認する過程で、No. 22とNo. 23の間に、表紙が欠けた（もしくは、省いた）状態で、安政1（1854）年の「殿居村戸籍括り帳」と「榎原村戸籍括り帳」とみられる部分が含まれていることがわかった。これらは、豊田町文化財史料館（2000）には記載がない史料でNo. が振られていないため、本稿では殿居村のものを追加①、榎原村のものを追加②と記すことにする⁽⁴⁸⁾。

(47) No. 28の末尾に「榎原村戸籍括り帳」があるが、豊田町文化財史料館（2000）ではNo. の区別はされていない。この「榎原村戸籍括り帳」は、下関市立豊田文化財資料室（2008, p. 17）に翻刻がある。

(48) 反対に、豊田町文化財史料館（2000）に記載がある、嘉永4（1851）年のNo. 24「殿井村戸籍仕出帳」および嘉永4（1851）年12月のNo. 26「殿井村戸籍仕出帳」は、該当する史料がみあたらないが、その理由は不明である。

No. 28 ⇒	No. 27 ⇒	No. 25 ⇒	No. 80 ⇐	No. 23 ⇐	追加② ⇐	追加① ⇐	No. 22 ⇐	No. 21 ⇐	No. 29 ⇐
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------	----------	-------------	-------------	-------------

図5 本稿で用いた綴帳の構成

注：矢印（⇐，⇒）は、ページが進む方向を示している。

最後に、内野家文書として残存している史料の時期について、少し触れておきたい。前述の通り、明治2（1869）年に藩士の知行地が返上になり給領庄屋が廃されたものの（豊田町史編纂委員会，1979，p. 448），この時期は、庄屋を筆頭や畔頭や証人百姓などによる村役人の業務は継続されていた（豊田町史編纂委員会，1979，p. 451）。明治4（1871）年4月に戸籍法が出され、新戸籍の編纂が始まった。殿居村が属していた前大津部⁽⁴⁹⁾第4区で任命された戸籍副戸長の1人は、殿居村から選ばれているが（豊田町史編纂委員会，1979，p. 453），その人物は、No. 25に記載された畔頭2人の内の1人に比定できる。この第4区は大津郡の1村と豊浦郡の3村を含んでいたことから、明治4（1871）年10月に殿居を含む3村は豊浦郡第1区という戸籍区となり、戸長と副戸長は、殿居以外の村から選出された（豊田町史編纂委員会，1979，p. 455）。戸籍区の再編は明治5（1872）年にも行われ、殿居村は豊浦郡第11区に組み込まれているが、『豊田町史』によれば、この時の戸籍戸長に関する資料は一部を除いて行方が分からず、殿居村については、誰が戸籍戸長であったか不明である（豊田町史編纂委員会，1979，pp. 455-457）。

以上の経緯を踏まえつつ、幕末期の内野家文書についてみる。No. 2の「殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組」は文政9（1826）年3月、その他の帳も嘉永4（1851）年6月から安政4（1857）年12月にかけての史料である。これらの史料の時期から明治1（1868）年までは10年以上の期間があるが、その間の戸籍などに関する史料は、内野家文書としては残されていない。この10年ほどの間の史料は、明治期の新戸籍の作成時に参考にされたことは想像に難くなく、明治4（1871）年頃からは、内野家から他の場所に移されていたと推定できる。殿居には、明治1（1868）年に小区区役所戸長役場が、旧殿居小学校の近くに設置され、その後、殿居村役場として、昭和15（1940）年まで使用された（豊田町史編纂委員会，1979，p. 461）。殿居村役場文書は現在、下関市立豊田文化財資料室に保管されているが、筆者らが確認した限り、内野家文書と思われる史料は見あたらなかった。このため、新戸籍の編纂の過程で散佚したか、殿居村役場で不要となった後、廃棄されたものと

(49) 明治1（1868）年に「宰判」は「裁判」に改称され、翌明治2（1869）年に「裁判」は「部」と改称された（豊田町史編纂委員会，1979，p. 448）。

推定される⁽⁵⁰⁾。

5. 分析方法

5.1. 世帯の連続性

内野家文書の No. 2, No. 22, No. 25, No. 27, No. 29 を用いて経年的に世帯を対応させていく作業をおこなった。その結果は、一部の情報を除いた上で、付表1として本稿に含めた⁽⁵¹⁾。

異なる帳での世帯の連続性は、次のようにして推定した。各帳での記載順に世帯 No. を振り、男女別に個人 No. を振った。朱墨などで追記があった帳のうち、加筆の少ない No. 2 (1826年3月) は、加筆部分をそのまま反映し、翌年に全面的に追記されている No. 25 は、2つの帳があるとみなした形で、付表1を作成した。そのため、No. 25 は、No. 25 (1851年12月) と No. 25 (1852年11月：赤字) の2つがある。次に、No. 2 の世帯を帳の順に並べ、そこに、No. 22 (1851年6月) の家を対応させた。No. 2 には生年月日の記載があり、No. 25 の帳の時点 (1851年) での年齢が推定できる。この年齢、百姓名前 (苗字がある場合は氏名)、帳での並び順に基づき、No. 22 の家を、No. 2 の家に対応させた。その際、No. 2 では区別して記載がある門男 (No. 2 での表記は「もふと」) は、末尾にまとめ、No. 22 以降の帳とは対応させなかった。No. 22 (1851年6月) と No. 25 (1851年12月、1852年11月) は、ほぼ同時期の帳であり、先と同様に、年齢、百姓名前 (氏名)、帳の並び順に基づき、No. 25 の家を、No. 22 の家に対応させた。その際、No. 25 には横線で消された上で再掲された家があり、横線で消された部分は、再掲された家の下に情報を記した (付表1の灰色の網掛け部分)。No. 27 (1855年1月) と No. 29 (1857年1月) は、男性の百姓名前 (氏名) のみであり、No. 25 以前の帳との対応関係がはっきりしない場合が散見された。上記のように「No. 2 の帳に、No. 22、次いで No. 25 を対応させた場合での並び」に、No. 27, No. 29 の帳の百姓名前を対応させた場合 (方法1) と、「No. 25 の帳のままでの並びに、No. 27, No. 29 の帳の百姓名前を対応させた場合 (方法2) の2つの

(50) 筆者らが確認した範囲では、山口県文書館にも庄屋であった内野家が作成したと考えられる史料として、文政8 (1825) 年の「殿居村公儀御米銀春定一紙」(服部家229-6)があった。このように、他家や公的機関に保管されている可能性もある。

(51) 江戸時代と現在とは、世帯の転入、転出がかなりの数にのぼり、これらの帳に記された名前だけでは、現在とのつながりは全くわからない。これらの帳には名字が書かれている場合があり、付表1の表では、名字は断りなく全て除いた。また、社人等は世帯変遷の部分の分析では対象外とし、付表1に名前等は含めなかった。

対応を考え、基本的に百姓軒が維持されたと推定できることから、方法1と方法2の両方を参考にしながら、No. 25の帳にある家に対応させた。名前の対応が明確ではない場合や、No. 25以前の帳には掲載されていない可能性がある場合は、黄色で網掛けした。

内野家文書のNo. 2, No. 22には部分的な翻刻が、No. 27, No. 28, No. 29には全文の翻刻があり、下関市立豊田文化財資料室(2008)に収められている。他方で、No. 23, No. 25の翻刻はない。今回、これらの史料を使用するにあたって、翻刻がない部分はすべて新たに翻刻し、既に翻刻がある部分も、全面的に見直しをかけた。付表1で同一人物と比定され、帳によって翻刻に違いがある場合は、違いがある文字を相互に比較した。これにより、判別困難な場合(文字の崩し方や、虫喰いによる破損)の判読を、他の帳を参考にして確定したことがある。

以上のようにして、内野家文書を用いて付表1を作成した後、適宜、殿居村役場文書等も参考にしながら、分析をおこなった。これを基に、6節で世帯数、人口、男女比などの基礎データの整理をおこない、その妥当性も確認する。7節では、世帯の連続性など、より発展的な内容について分析し、議論する。

5.2. 障子の行方

2.1で紹介したように、『防長風土注進案』(山口県文書館, 1962, p. 402)には、梶氏の瀧山城が放棄された際に、障子が2枚持ち出され、殿居村の中村の吉右衛門が所蔵していると書かれている。『防長風土注進案』は、天保13(1842)年の着手、弘化4(1847)年の脱稿(山口県文書館, 1962, 凡例)といわれており、1842~1847年は、前述のように、No. 2(文政9(1826)年3月)とそれ以外(No. 22の嘉永4(1851)年6月~No. 29の安政4(1857)年1月)の帳の作成時期の間に含まれる。そのため、内野家文書のNo. 2, No. 22, No. 25, No. 27, No. 29を用いて作成した付表1に記載されている吉右衛門が、障子の保管者の候補者である。加えて、付表1には反映していないが、寺社および追受状に記載の吉右衛門も候補者と考えられる。

まず、寺社であるが、その所在地は、『地下上申』(山口県地方史学会, 1979, p. 517)では、見竜寺と大歳社が「中村ニ有り」と記載され、「一村限明細絵図」(地下上申絵図)の清図、地下図のどちらでも、中村と表記された辺りに見竜寺と大歳社がある。同様に、『防長風土注進案』(山口県文書館, 1962, p. 405)では、見龍寺が「中村にあり」とある⁽⁶²⁾。

(62) 殿居村では、小村小名や村内小名と穂の木の両方で「中村」が使われている。ここに見える『地下上申』や『防長風土注進案』の中村は、小村小名や村内小名と考えられる。見龍寺(見竜寺)は

そこで、寺社についての記載がある No. 22, No. 25, No. 27, No. 29 で、吉右衛門に該当する人物がいないかを確認した。

また、No. 27とNo. 29の最後には、「追受状」として、陪臣5人および足軽4人の名前が記されており、その中の吉右衛門も対象とした。これら2冊の帳の「追受状」に記載の名前は、『防長風土注進案』(山口県文書館, 1962, p. 401)の「在宅諸士足軽以下并陪臣人数」と大半が重複していることから、吉敷毛利の陪臣および足軽の名前であると推定される⁽⁵³⁾。

ところで、翻刻された『防長風土注進案』(山口県文書館, 1962)の「在宅諸士足軽以下并陪臣人数」には、「陪臣衆九人」と書かれているものの、名前の掲載があるのは8人で、吉右衛門に該当する人物は書かれていない。この点について、可能性があるのは、①合計9人だが、翻刻の際に1人の名前の記載が漏れた、②合計8人だが、翻刻の際に9人と誤記した、③翻刻は正しく、原本で「陪臣衆九人」となっているものの、8人しか掲載されていないの3つである。そこで、山口県文書館に所蔵されている『前大津宰判 風土注進案十四 殿居村』を直接閲覧して、どのケースであるかを確認した。

以上のようにして、吉右衛門の名で記載がある人物を可能な限り抽出し、その中から、『防長風土注進案』の制作時期に、中村に居住していたと考えられる吉右衛門を探すことで、障子が保管されていた家を特定した。現在とのつながりが推定されそうな情報は、本稿では全て除くという方針から、その詳細な方法は、本稿では説明しない⁽⁵⁴⁾。

6. 結 果

6.1. 未発見史料

本稿作成に伴う翻刻の過程で、豊田町文化財史料館(2000)には記載のない、安政1(1854)年の「殿居村戸籍括り帳」と「榎原村戸籍括り帳」とみられる部分が新たに見つかった。ここでは、そのうち、「殿居村戸籍括り帳」の部分を翻刻して採録する。なお、翻刻した部分は1枚の和紙を二つ折りにし、横長にして縦書きで書かれており、ほぼ半分

↘ 大正2(1913)年8月に「茶屋ノ本より現在の地に移転」と、『豊田町史』の巻末の年表(豊田町史編纂委員会, 1979, 巻末年表 p. 20)に書かれている。このように、見龍寺の移転前の穂の木は「茶屋ノ本」、移転後は「土井」である。

(53) 『防長風土注進案』(山口県文書館, 1962, p. 401)には、「毛藏主様御家頼」とあり、吉敷毛利12代房謙(藏主, 1791-1845)の家来であることがわかる。

(54) こうした点を補うために補足資料を作成し、関係のある方や研究者に限って提供する予定である。

が紙損のため、1 ページ目（表面）は後半の半分が、2 ページ目（裏面）は前半の半分が失われている。

【1 ページ目】	【2 ページ目】
<p>安政元年 此通りニメ括り計⁽⁵⁵⁾ 差出候事 合家数八拾壹軒 人数三百拾六人 内 鍛冶 壹人 匠 二人 木挽 貳人 桶屋 壹人 内 男百六十六人 内六十才以上 二十七人 一十五才以下 二十八人 女百五拾人 (以後、紙損)</p>	<p>(以上、紙損) 男 四人 女 三人 以上 右戸口相改差出申候以上 寅ノ 十二月 内野平右衛門 横見巖様</p>

6.2. 基礎データの整理と妥当性

6.2.1. 世帯数, 人口

藩政村時代の殿居村が、明治期の殿居村を経て明治22年に豊田上村になるまでの家数⁽⁵⁶⁾と人口を、本稿で分析した史料のものと一緒に示したのが表1である。『地下上申』の家数は52軒(寺社を含む)であり、その後の家数よりもやや少ないが、『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, p. 312)によれば、「一村限明細絵図」(地下上申絵図)には76軒を認

(55) 「為」の省画文字の「して」として、「メ」を用いている。

(56) 本稿では、家数と世帯数を同じ意味で用いている。

めることができる⁽⁵⁷⁾。1800年代に入ってから、明治22年に豊田上村になるまでの間、家数は80～90軒程度で、比較的安定的だったと推定される。他方で人口は、『防長風土注進案』以降の江戸時代は313～323人であったものが、明治15（1882）年には401人となり、1.2～1.3倍程度に増えている。速水（1954, p. 1141）は、幕末と明治初年の全国の人口の値に600～700万の違いがあるが、それは「決してこの時期における急速な人口増加を意味するものではなく、徳川時代における人口調査の制度的な缺陷」が理由であると説明している。

表1 幕末期～明治前半期における殿居村の家数、人口、田畠数、石高、牛馬数の変化

時期	出典	家数	人数	男性	女性	田畠数	石高	牛	馬
元文4（1739）年	地下上申 ⁽⁵⁸⁾	49	195	89	106		914石9斗8升1合	45	7
文政9（1826）年 3月	No. 2 ⁽⁵⁹⁾	(39)	(167)	(87)	(80)	(32町9反6畝7步)	(410石2斗5升2合)	(29)	(4)
天保13（1842）年	注進案 ⁽⁶⁰⁾	91	323	170	153	87町4段 ⁽⁶¹⁾ 5畝	1058石9斗3升7合	87	7
嘉永4（1851）年 6月	No. 22 ⁽⁶²⁾	82	314	168	144			73	11
嘉永4（1851）年 12月	No. 25 ⁽⁶³⁾	82	318	167	151			79	11

(57) 殿居村の「一村限明細図」は、清図、地下図、清図（副）が山口県文書館で保管されている。著者らが、これらのうち清図、地下図の原本を確認したところ、家屋の印の数は、清図では68軒、地下図では72軒（いずれも寺社を除く）であった。山田（2007, p. 35）は、「図上の家数は、関連の村明細書（地下上申）と一致しておらず、厳密ではない」としており、『地下上申』作成頃は、52軒（寺社を含む）と考えるのが妥当と思われる。

(58) 『地下上申』（山口県地方史学会、1979, p. 514）の「殿井村石高境目書」に基づく。『地下上申』の成立は、一般には延享4（1747）年とされているが、殿居村については、元文4（1739）年頃に成立したと考えられるため、表にはこちらを記載した。石高は、惣高をそのまま記したため、田と畠の合計であり、社寺所持の田なども含まれている。家数52軒の内訳は、本屋敷22軒、半屋敷18軒、名子屋敷9軒、寺小屋敷3軒である。『豊田町史』（豊田町史編纂委員会、1979, p. 312）では、「一村限明細図」（地下上申図）に見られる76軒を軒数としてあげており、人口は508人と推定している。人口508人は、軒数と平均家族数からの推定値のようである。

(59) No. 2には、家数や人数の合計などをまとめたページはない。畔頭2組のうち、一方の帳のみに基づくため、表では、帳でカウントして確認できた家数や人数を（）内に記している。家数39軒のうち、百姓軒は34軒、門男は5軒である。紙損のため、石高、牛・馬数などは、実際よりも少なく計上されている可能性がある。

(60) 『防長風土注進案』（山口県文書館、1962, pp. 397-401）に基づく。田畠数は、惣町数を記した。家数91軒の内訳は、本百姓84軒（73軒農人、6軒商人、5軒職人）、門男百姓7軒（農人）である。男性は170人の他に僧・社人が10人、女性は153人の他に社人妻子が2人である。旧高田領取調帳データベース（国立歴史民俗博物館によるデータベース）での「殿井村」の検索結果も『防長風土注進案』と一致し、1058.937石【旧高（2）】の値であった。

(61) 「段」は「反」に同じで、ここでは原文にある「段」とした。

(62) No. 22には、家数や人数の合計などをまとめたページがある。男性（168人）と女性（143人が144人に修正されている）の人数の合計は312人（＝168人＋144人）となり、314人（311人から修正されている）と合わないが、表ではそのまま314人と記した。これらは、社寺を除いた数である。No. 22は紙損がないため、実際にカウントすると、女性は151人であるなど、記載内容（女性は、143人ないしは144人）と合わないところがある。

(63) No. 25には、家数や人数の合計などをまとめたページがある。畔頭ごとの合計とそれらの合計（全体の合計）の両方があるが、畔頭ごとの合計と全体の合計が整合的でない場合がある（例

嘉永4(1851)年 12月	No. 28 ⁽⁶⁴⁾	82	318	167	151			79	11
嘉永5(1852)年 11月	No. 25(赤字)	81	319	167	152			79	11
嘉永5(1852)年 12月	No. 28(赤字)	81	319	167	152			79	11
安政1(1854)年	追加①	81	316	166	150				
安政2(1855)年 1月	No. 27 ⁽⁶⁵⁾			177					
安政4(1857)年 1月	No. 29 ⁽⁶⁶⁾			163					
安政4(1857)年 12月	No. 23 ⁽⁶⁷⁾	84	313	162					
明治4(1871)年 頃	豊田町史 ⁽⁶⁸⁾	85							
明治15(1882)年	豊田町史 ⁽⁶⁹⁾	83	401						
明治20(1887)年	豊田町史 ⁽⁷⁰⁾	86							
平成5(1993) 年 ⁽⁷¹⁾		64	194						

注：殿居村は明治22(1889)年に豊田上村となり、それ以降、殿居村の範囲での人口や軒数の統計は、確認した限り、近年になるまで見あたらなかった。

6.2.2. 年齢構成、男女比

年齢別、男女別の人口を、データが得られる No. 2, No. 22, No. 25 について表 2 に示した。表 1 では、元の帳に記載がある場合は記載された人数を記し、表 2 では、翻刻の際にカウントした人数を記しているため、表 1 と表 2 の人数が一致しない場合がある。

まず、年齢について見ると、最高齢は、No. 2 では男性80歳(1人)、女性77歳(2人)、No. 22では男性85歳(1人)、女性82歳(2人)、No. 25では、1851年は男性85歳(1人)、

ゝ えば、男性の人数)。No. 25は紙損が多く、カウントして確認することはできない。

(64) No. 28には、家数や人数の合計などをまとめたページがあり、それをそのまま表に記した。

(65) No. 27には、家数や人数の合計などをまとめたページはない。男性の人数は、帳に記されている名前をカウントした値で、社人等は除いた。紙損などで、カウントできない部分はない。

(66) No. 29には、家数や人数の合計などをまとめたページはない。男性の人数は、帳に記されている名前をカウントした値で、社人等は除いた。紙損などで、カウントできない部分はない。

(67) No. 23には、家数や人数の合計などをまとめたページがある。女性の人数や合計人数、牛・馬の数は、紙損のため不明である。『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, pp. 312-316)には、庄屋文書安政4年の戸籍括り帳を出典として、戸数87軒、男性172人、女性159人、合計331人と書かれているが、これに該当すると思われる No. 23に記載の人数とは一致せず、また、上述のように現存の No. 23は紙損のため、女性や合計人数を、カウントして確認することはできない。

(68) 『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, p. 454)の第4区(殿居村)の軒数である。

(69) 『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, p. 477)に基づく。但し、豊田町殿居公民館(1996, p. 7)は、82軒としている。山口県総務部統計課(1968, p. 158)は、明治16年1月1日付で83軒401人としている。

(70) 『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, p. 497)に基づく。

(71) 豊田町殿居公民館(1996, p. 7)に基づく。家数などは、下佐野を含んでいない。

表2 江戸時代末期の殿居村の人口構成

	No. 2		No. 22		No. 25		No. 25	
	1826.3		1851.6		1851.12		1852.11	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1-5歳	11	8	7	15	7	15	8	14
6-10歳	6	5	16	12	14	10	13	10
11-15歳	4	5	14	9	11	9	13	8
16-20歳	9	10	11	9	9	8	7	10
21-25歳	7	3	10	7	11	5	10	7
26-30歳	6	4	10	12	9	10	12	8
31-35歳	6	9	7	4	8	5	8	5
36-40歳	3	10	15	16	13	14	12	13
41-45歳	11	3	14	18	10	14	9	13
46-50歳	6	2	14	11	13	11	14	15
51-55歳	3	0	10	4	10	4	8	3
56-60歳	2	5	9	11	7	10	8	9
61-65歳	3	6	7	7	6	6	7	6
66-70歳	3	2	11	6	10	6	6	6
71-75歳	1	2	5	6	5	5	8	5
76-80歳	3	2	6	2	6	2	4	2
81歳以上	0	0	2	2	2	1	3	1
合計	84	76	168	151	151	135	150	135

注：表1の人数は、各帳に記されたもの、表2の合計は、翻刻の際にカウントしたもので、紙損などのためカウントできなかったものや、元の帳（表1の人数）でのカウント間違いがあるために、表1の合計と表2の合計が一致しない場合がある。

女性82歳（1人）、1852年は男性86歳（1人）、女性81歳（1人）であり、最高齢はいずれも男性であった。平均年齢は、No. 2では男性31.8歳、女性33.1歳、男女全体で32.4歳、No. 22では男性38.0歳、女性35.7歳、男女全体で36.9歳、No. 25では、1851年は男性38.1歳、女性35.3歳、男女全体で36.8歳、1852年は男性37.5歳、女性35.4歳、男女全体で36.5歳であった。

表1と表2のどちらの場合も、男性の方が女性よりも人数が多い傾向がある。加藤・須田（1991, p. 172）は、岐阜県大野郡宮村（現、高山市）を対象に、宗門改帳と過去帳を用いた分析をおこない、どちらでも男性の方が多い点は、いくさなどによる男性の減少が少ないことを意味すると考察している。さらに、加藤・須田（1991, p. 175）は、女性の16～20歳階層の割合が、過去帳に比べて宗門改帳では低くなっており、その理由として、町方の家に下女や子守として住み込んで働き、宗門改めの時期に帰郷しておらず、届出なかったためとしている。本稿の場合は、過去帳との比較はできていないものの、表2に示されているように、16～20歳の人数が、同じ年代層の男性や、他の年代の女性に比べて少ないという傾向は認められない。その前後の、11～15歳や、21～25歳の女性が少ない傾向にあるといえそうであるが、その理由はわからない。

『豊田町史』（豊田町史編纂委員会，1979，p. 317）は豊田町域について、『地下上申』（1747年）の頃は，男性が多い村が半数ぐらいあったが，全体では女性の方がわずかに多く，『村浦明細書』⁽⁷²⁾（1858年）の頃には男性が多い村の方がはるかに多くなり，全体でも男性の方が多くなっていることを指摘しており，本稿の結果もこの傾向と一致している。

6.2.3. 田畠数，石高

内野家文書 No. 2 には，百姓軒⁽⁷³⁾の34軒の田畠数が〇町〇反〇畝〇歩の形で，石高が高〇石〇斗〇升〇合の形で書かれている。田畠数は，合計32町9反6畝7歩，最大の世帯は3町3反26歩，平均は9反7畝6歩であった。石高は，紙損により不明の2軒を除いた32軒の合計が410石2斗5升2合で，最大の世帯は39石〇斗9升6合⁽⁷⁴⁾であった。

まず，田畠数（田畑面積）についてみる。殿居村の面積は，統計データとして提供されているものは見あたらなかったため，地図で見る統計（jSTAT MAP）を用いて，手動で計測したところ，約10km²であった⁽⁷⁵⁾。これは，約1,000町に相当する。このうち現在，耕地，道路，家屋など，山林以外として利用がなされているのが1割強程度とみなせることから，現状の田畑の面積は100町弱と推定される。残された部分のほとんどは山林のため，120町程度が田畑として使える面積の上限と考えられる⁽⁷⁶⁾。そこで，120町を比較対象として表1を見ると，『防長風土注進案』では「87町4段5畝」となっており，この上限よりやや少な目である。そのことは，『地下上申』や『防長風土注進案』は庄屋が書き出したものであり，控えめな報告がされたと考えられていることと矛盾しない（豊田町史編纂委員会，1979，p. 252；西川，1982，p. 135）。殿居村の場合も，佐野尻に「かくれ畠」という地名があったなど，「隠し田」があったと考えられる（豊田町史編纂委員会，1979，p. 252）⁽⁷⁷⁾。

(72) 長府藩（豊浦藩）の史料であるため，殿居村のものはない。『豊浦藩村浦明細書』の名称で翻刻されている。

(73) No. 2 では「本百姓本軒」と書かれている。門男は「もうと百姓」と書かれ，田畠数や石高は記されていない。

(74) 何斗かは紙損で不明のため，この世帯のデータを使う時は，5斗と仮定して分析した。

(75) 豊田上村については，豊浦郡小学校長会編（1926，p. 5；1984，p. 5），『村勢調査原簿』（殿居村役場文書）では2.71方里である。1里=3,927mを用いるなら，2.71方里=2.71方里×(3.927km/里)²≒41.79km²となる。山口県総務部統計課（1968，p. 131；原出典は「山口県統計書」（第1編・昭和元年））の昭和1（1926）年の値は3.395方里で，同様に換算すると約52.36km²となり，こちらは，『豊田町史』（豊田町史編纂委員会，1979，p. 1）の52.4km²と整合的である。

(76) 明治20年頃までに作成されたと思われる『土地取調基調 殿居村』（殿居村役場文書）に記載の田畑を集計すると，120町7反8畝10歩となる。

(77) 『豊田町史』（豊田町史編纂委員会，1979，p. 252）は「明治初年の『村高書附』に，各村とも村高の内として「改出高」とか「新田並に打出共」という見出しで石高が記載されている」と指摘している。殿居村の「村高書附」は，下関市立豊田文化財資料室に保管されている殿居村役場文

今回用いた史料のうち、田畠数に分かるのは No. 2 のみで、その値は32町9反6畝7歩であった。これは、2組あったうちの一方の畔頭組の値だけであり、かつ、No. 2 には紙損で不明部分があることを考えると、『防長風土注進案』の「87町4段5畝」と比べて、不自然な値ではないと考えられる。

次に、石高についてみる。『防長風土注進案』では、1,058石9斗3升7合、No. 2 では畔頭1組分で410石2斗5升2合であった。これらは田畠の合計値ではあるが、このまま反収を概算すると、それぞれ1.21石/反（= 1,058石9斗3升7合/874.5反）と1.25石/反（= 410石2斗5升2合/329.6反）となる。これらの値は、明治末期の豊田町域での平均反収1.43石（豊田町史編纂委員会，1979，p. 254）と比較して、妥当な値と考えられる⁽⁷⁸⁾。

No. 2 で田畠数と石高の両方のデータがある32軒の相関図を、図6に示した。相関は、

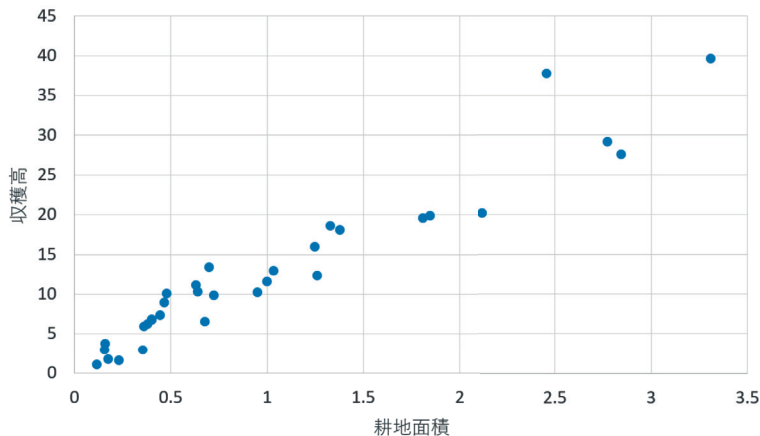


図6 「殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組（文政9（1826）年3月）」（内野家文書 No. 2）における、田畠数（横軸）と石高（縦軸）との相関図

注：No. 2 のデータに基づいて、筆者ら作成。記載のある34軒のうち、1軒は石高の「斗」が分からないため、5斗と仮定した。2軒は紙損部分が多いため、分析から除いた。横軸は、町反畝歩で記されていたものを、歩を10進法に換算した上で、町単位にして（反以下は、小数点下にして）表示した。縦軸は、石斗升合で記されていたものを、石を単位にして（斗以下は、小数点下にして）表示した。

↘ 書の中に見あたらないものの、明治20年頃までに作成されたと思われる『土地取調基調 殿居村』（殿居村役場文書）には「脱漏地」が散見される。また、豊田町への合併頃までを記録した『名寄除去綴』（殿居村役場文書）では、地目が田や畑から山林に変更されたケースが散見される。これらのことから、明治になり、隠し田などが土地台帳に記載されたり、一部の田畑（田畠）が、昭和に入り山林に戻されたと考えられ、実際の面積は、江戸時代末期から大正期にかけて最大になっていた可能性がある。なお岩崎（1980，pp. 3-4）は、藩政村の公称の村高が実勢を示さなかった背後には、幕府に提出する藩の表高は、従来の格を変化させない程度の変動しか認められないという事情があったことが考えられると指摘している。

(78) 但し、大脇（1968，p. 197）は、「明治10年全国農産表」と比較して、『防長風土注進案』の値は大きく、疑問が残ると指摘している。

0.959 ($p < 0.01$) と高く、統計的に有意であるが、図5では、上下方向へのブレも観察される。その要因の1つは、所持する田地に占める上田、下田などの割合に違いがあったためと考えられる。

6.2.4. 牛馬数

馬は経営規模が大きい農家に好まれ、街道沿いでは駄載や乗用のために需要が高く、牛は馬よりも粗食に耐え、馬よりも多く用いられた(石川, 1986, pp. 102-103)。殿居村の場合、表1の通り、牛の頭数は概ね馬の7倍程度であった⁽⁷⁹⁾。牛の所持数は大半が1頭で、最大2頭、馬の所持数は1頭が最大であった。図7は、No. 2の田畠数でソートして、牛や馬の所持頭数、石高との関係を見たものである。No. 2では、馬を所持している家が4軒のみで傾向は把握しにくい。No. 22やNo. 25で馬を所持していた家を含めて考えると、肥中街道沿いの家が馬を所持していたケースが多かった可能性がある⁽⁸⁰⁾。牛は田畠数が1町あたり1頭程度で、0.5町を下回ると所持しない家が増えてくる傾向が伺われる。

牛について、『豊田町史』(豊田町史編纂委員会, 1979, p. 255)は、江戸時代末期頃の

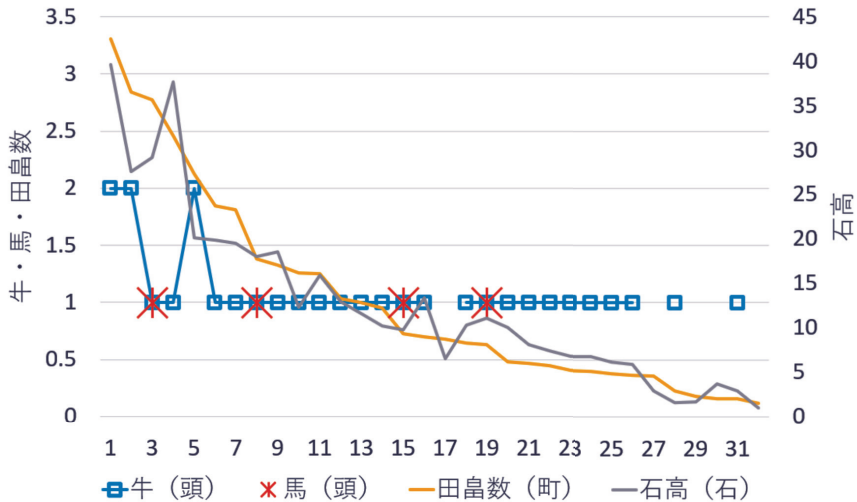


図7 「殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組 (文政9 (1826) 年3月)」(内野家文書 No. 2)における、牛馬数(左軸)、田畠数(左軸)と石高(右軸)との関係

注: No. 2のデータに基づき、田畠数でソートして筆者ら作成。

(79) 戦前期のデータと考えられる「造酒井牛馬員数控」(山口県文書館所蔵)では、殿井村の牛は85頭、馬は22頭で、牛の頭数は馬の4倍弱であった。

(80) 本研究では、付表1の世帯のおおよその所在地を推定しており、その結果に基づく。

豊田町域では、経営規模が大きい農家は2頭、通常は1頭、耕地面積が狭いと飼育しないケースも多かったとあり、さらに、豊田町域では、農耕に牛、貢米等の運搬には馬という伝統があり、馬の飼育頭数は牛よりも大幅に少なかったとある。本稿の結果は、これら両方の指摘と整合的である。

7. 翻刻史料の比較からわかること

7.1. 改名

江戸時代は、生涯のうちに改名が繰り返されることがあったといわれている。毛利秀包、元鎮の例ではあるが、藤井(1958, p. 30)は秀包、元鎮について、それぞれ10の別名⁽⁸¹⁾を記録している。付表1では、同一人物と比定される場合は、同じ行に記入している。このうち、No. 2, No. 22, No. 25の帳は情報が多く、確度が高いが、No. 27とNo. 29の帳は男性の名前のみしかなく、No. 25以前の帳の人物とどのように対応させるか、判断が難しい場合がある。また、次郎、二郎、治郎のように、庄屋が充てる漢字を混用・混同した可能性がある場合や、娘と母の名前を混同した可能性がある場合があること、翻刻の際に、右衛門と左衛門は判別がつきにくくなる場合があるなど、そのまま比較すると、改名数を過剰にカウントする可能性が高い。以上の制約はあるものの、全般に男性の方が女性よりも改名数が多い。その一因は、戸主からみた母や妻は同人母や同人妻などとだけ記され、名前が明らかでない場合が多いことである。

7.2. 世帯の連続性と分家

領主の立場からは、百姓軒を維持することが重要で、耕作者が不在となった場合は、新百姓⁽⁸²⁾を配置するなどの対応がなされたと考えられる。付表1に示したように、古い帳に記載の世帯に、新しい帳に記された世帯を対応させていった結果、廃絶されたままの世帯は少数であると推定された。No. 2とNo. 22, No. 25との対応を考えた場合、No. 2の帳の世帯で、No. 22およびNo. 25の帳で対応する世帯がなくなったのは7軒で、そのうち、No. 27, No. 29の帳でも対応する世帯がないものは3軒であった。この3軒の耕地面積は、4反8畝4歩(10石5升)、4反7歩(6石8斗1合)、1反1畝22歩(1石2升3合)と、

(81) 筑後守などの官位名を含む。

(82) 殿居村の新百姓については、文化12(1815)年の「新百姓田畠坪付帳」(内野家文書 No. 48)が残っている。

殿居村の中では小から中規模で、『豊田町史』（豊田町史編纂委員会、1979、p. 171）記載の文政4（1821）年の条令に基くと、前者2つは、それぞれ本軒と半軒に相当する。No. 2の帳の世帯にNo. 22の帳の世帯を対応させる時に、世帯11のように、名前の比定ができないケースがあった。世帯11の場合、No. 22の帳の惣太郎は22歳で、No. 2の帳が作成された時は、生まれる前であった。No. 2の帳には、弟の勇介（29歳）と兄の茂吉（33歳）の名前があるが、No. 22の帳以降は辿ることができない。

子供がない家では、養子を取り、同時に養子の妻を迎える「トリコトリヨメ」がおこなわれることがあった（長門市史編纂委員会、1979、p. 157）⁽⁸³⁾。付表1の世帯29は、No. 22およびそれ以降の帳では、権右衛門（54歳）とまつ（47歳）夫妻の養子として、長右衛門（29歳）とその妻はな（23歳）が記載されている。はなはNo. 2の帳の作成後に世帯29で生まれたか、もしくは、トリコトリヨメのケースと推定される。世帯30は、No. 22の帳では、同家のとら（42歳）の夫として、繁右衛門（47歳）が養子に入っており、さらに繁右衛門とトラの娘と考えられるりよ（18歳）の夫として、権右衛門が養子に入っている。No. 25の帳では、りよは嫁と書かれているため、権右衛門とりよは、トリコトリヨメのケースかもしれない。世帯34は、No. 22の帳ではしづ（43歳）の夫として、菊五郎（47歳）が養子に入っている。このように、婿養子と考えられるケースが、他にも散見される。

No. 25、No. 27、No. 29の帳では、百姓名前の上に印（○、ㄣ）がつけられている場合がある（付表1では、○や●で示した）。まず、No. 25の帳についてみると、百姓名前の上に黒墨で○がつけられている場合があり、一世帯の中で複数人につけられている場合もあれば、1人も○がない場合もあるため、戸主を示すものではない。また、朱墨で追記された名前の上にも黒墨で○がされている場合があることから、1851年12月付で帳を作成した時ではなく、後日に○をつけたか、一部の○を、後日になって追加したと考えられる。

次に、No. 27とNo. 29の帳についてみる。No. 27の帳では、黒墨で○がつけられており、一部はㄣが用いられていた。No. 29の帳では、全てㄣであった。表1で男性の数を比較すると、No. 27（1855年1月）の帳は177人、No. 29（1857年1月）の帳は163人で、これはその前後の時期の追加①（1854年）の帳の166人、No. 23（1857年12月）の帳の162人とほぼ同じであることから、No. 27やNo. 29の帳では、年齢に関係なく、すべての男性の名前が記されていると推定できる。付表1での印のつけ方から、No. 27の帳の○、No. 29の帳のㄣは戸主を示すものと考えられる。No. 27の帳でㄣがつけられていたのは、

(83) 長門市は殿居に隣接する自治体で、殿居と同じく萩本藩領の前大津宰判管下であった。

付表1の世帯30の繁右衛門(51歳)と権右衛門(30歳)で、何らかの理由で戸主がはっきりせず、○の代わりに両者に＼を付けたと推定される。同様に、世帯71も、三右衛門(49歳)に＼、安右衛門(31歳)に○が付いているが、これは安右衛門の＼を、後から○に書き換えたようにも見える⁽⁸⁴⁾。世帯72では、浅右衛門(82歳)と初五郎(42歳)の両方に○があり、これも元の帳では両者とも＼であったものを、後から二人とも○に書き換えたようにも見える。なお、世帯34は、No. 27の帳では誰にも○がないが、No. 29の帳では菊五郎(52歳)に＼があるので、付け忘れと推定できる。

上記の世帯72のように、No. 27の帳では浅右衛門(82歳)と初五郎(42歳)の両方に○があり、親が高齢になってから分家したと考えられる例がある一方で⁽⁸⁵⁾、世帯64のように、No. 22の帳では記載がなかった両親の三之丞(70歳)とたね(67歳)が、No. 25の帳から記載されるようになったり⁽⁸⁶⁾、世帯73のように、No. 22の帳では、佐兵衛(40歳)と久松(73歳)に分けて記載されていたものが、No. 25の帳では、源四郎(40歳で、佐兵衛に比定される)の家に久松(73歳)が入っている場合がある。

付表1では、No. 2からNo. 22の帳にかけて分家をしたと推定されるのは3軒(世帯1, 世帯10, 世帯35)である。そのうち1軒は、兄が分家し、残り2軒は次男が分家している。但し、親と一緒に記載がある方を、本家みなした⁽⁸⁷⁾。『長門市史 民族編』(長門市史編纂委員会, 1979, p. 15, p. 159)によると、分家できるのは概ね次男までで、あとは養子になるのが一般的であった。同じく『長門市史 民族編』(長門市史編纂委員会, 1979, p. 157)では、「戦前において長男が家督相続をせぬという例は少なかったとされる」としているものの、付表1では、世帯1がNo. 2の帳で、治吉(39歳)が喜右衛門(33歳)の「同人兄」、同様に、世帯11がNo. 2の帳で、茂吉(33歳)が勇介(29歳)の「同人兄」、世帯21がNo. 22以降の帳で、丈吉(48歳)が亀右衛門(38歳)の「同人兄」として記載されており、弟が戸主となっているケースが散見される。

(84) 『長門市史 民族編』(長門市史編纂委員会, 1979, p. 162)では、早く隠居する場合で50歳、通常は60歳を過ぎてからであったとしている。

(85) 『長門市史 民族編』(長門市史編纂委員会, 1979, pp. 162-164)では、親が隠居して分家する、隠居分家がおこなわれることがあったとしている。

(86) No. 22の帳での記載忘れの可能性もある。類似の例として、世帯17は、No. 22の帳では、吉右衛門(吉左衛門)、同人母、同人妻の記載がない。No. 25の帳では、吉右衛門が朱墨の線で消されているが、No. 27やNo. 29の帳では吉右衛門の名前があるので、No. 25の帳を修正する際に、間違えて朱墨の線で消した可能性がある。

(87) 『長門市史 民族編』(長門市史編纂委員会, 1979, p. 164)では、隠居分家した後に次男が結婚すると、親は次男夫婦と同居したと説明されている。但し、No. 1の熊吉(喜右衛門の次男と考えられる)は、No. 22~No. 29の帳では独身である。

7.3. 地域的まとめ

萩藩領には、戸数200～300の大村と、戸数20～30の小村があり、前者は藩政村（行政村）、後者は共同体的な自然村⁽⁸⁸⁾である小集落であった（山澄，1966，p. 31；山澄，1968，p. 24；羽山，2015，p. 188）。殿居村は、本稿で扱った時期の家数は80軒程度で、上記の大村ほどではないものの、藩政村であった。『防長風土注進案』に出てくる「村内小名」は、藩政村の下位に位置づけられる小集落であるが、宰判や村によって不統一な用いられ方をしている（山澄，1966，p. 32；石原，1968，p. 87）。殿居村の場合、17の村内小名が記されており、91軒を17で割ると、約8.8軒となる。『地下上申』についてもみると、「小村小名」は14で、そのうち6つは末尾に村が付いており、52軒を14で割ると約3.7軒となる⁽⁸⁹⁾。

西日本、特に中国地方には、ホノギと呼ばれる小地名があり（吉松，2017，p. 35）、山口県では、現在の字や小字に相当し、田畠の一団地を意味する（石川，1986，p. 156，p. 345）。「穂の木」，「穂ノ木」，「穂の城」などと書かれ、稲ができる範囲を表し、検地帳に記載された（石川，1986，p. 345；豊田町殿居公民館，1996，p. 106）。穂の木と小名が一致する場合もあるようだが、一般に小名は、複数の穂の木を包含した範囲を指す（石川，1986，p. 156）。殿居村の場合、少なくとも92の穂の木⁽⁹⁰⁾が確認でき、仮に『防長風土注進案』の村内小名の数である17で割るなら、1つの小名が平均5.4の穂の木を含んでいたことになる。

以上から、殿居村は家数（『防長風土注進案』では、91軒、本稿が対象にした史料の時期は80軒台）とほぼ同数の穂の木（明治期ではあるが、92）があり、平均5軒（5つの穂の木）毎に小名・小村を形成していたと概括できる⁽⁹¹⁾。

殿居村は、確認できる期間では、常に2軒が畔頭を勤めていた。石川（1986，p. 121）によると、田畠の畔は畔の意味であり、これには小部落の意味がある。組という用語は、

(88) 「自然村」は「自然的な社会的統一」を有するもので、「行政村」に対する概念として、鈴木（1940）が提示したものである（井戸，1969，p. 481）。

(89) 石原（1968，p. 92）は、『防長風土注進案』の中で、村という言葉が小村の意味で用いられている場合があることや、特に山間の小村（Weiler）などを指して用いられている場合は、5人組などと一致した可能性があるものの、一般的には、それよりはやや大きな地域集団を指したと指摘している。殿居村の場合、『地下上申』の「小村小名」は約3.7軒、『防長風土注進案』の「村内小名」は約8.8軒で、5人組の軒数（石川（1986，p. 156）に「五人組を二組合わせて10軒」という説明があるため、ここでは5人組の軒数を5軒と想定する）に近い。山澄（1968，p. 29）も、小名を、「家数5軒前後の小集落」としつつ、脚注12）では、「小村・小名の下には五人組・講などの隣保集団が存在する」（p. 52）とも書いている。

(90) 『土地取調基調 殿居村』（殿居村役場文書）に記載の字をカウントした。

(91) 明治期の『土地取調基調 殿居村』（殿居村役場文書）では、穂の木と家とは、1対1対応とはみなしがない。

畔頭組を指して用いられ⁽⁹²⁾、畔頭組が小村や地下⁽⁹³⁾とかなり類似した集団とみなせる場合もあるが（石原，1968，pp. 92-93）、殿居村の場合は、畔頭組は2組で、小村よりも広い範囲を指していたことは明らかである。小村は共同体的な自然村で、隣接した家で構成されるものであるが、畔頭組は行政単位としての集団である。山澄（1968，pp. 25-26）は、美祿郡秋芳町域（現、美祿市）を対象とした調査をし、一般化できるかは不明と断った上で、畔頭組のような村役人が農民を掌握するための組は、地縁的なまとまりは必要とせず、農民が居住する村落とは関係なく構成されている場合があったことを報告している⁽⁹⁴⁾。本研究では、この点について詳細に検討できておらず⁽⁹⁵⁾、殿居村の場合は、No. 25の帳で百姓軒の畔頭組の割り振りを変更した跡が残っていることを指摘するだけにとどめる。

No. 2の帳は、2人いたうちの一方の畔頭組のものであるが、10軒ごとに、「い組」、「ろ組」、「は組」のように分けられている。既に記したように山澄（1968，p. 30）は、文政8（1825）年以降の戸籍人別帳では、数軒をまとめ「いろは」を冠した五人組が記されていると記しており⁽⁹⁶⁾、No. 2の帳は、これと類似している。

7.4. 障子の行方

付表1で吉右衛門と記載があるのは、世帯17，19，28，64であった。これらのうち、『防長風土注進案』の時期に存命であったのは、世帯17，19，64の3人である。世帯28の吉右衛門は、No. 27および29のみの記載と考えられる。但し、No. 25以前の帳に比定できる人物がいないと確定することはできなかった。寺社については、吉右衛門に該当する人物はいなかった。追受状で、吉右衛門に該当するのは1人で、『防長風土注進案』の時期に存命であったと考えられる⁽⁹⁷⁾。これら4人の吉右衛門のうち、中村に居住していたと

(92) 山澄（1968，p. 25，p. 29，p. 52）は、村役人（庄屋，畔頭）が農民を差配するための行政単位としての組と、藩政村の基本的な構成単位としての組があったことを指摘している。

(93) 石原（1968，p. 93）は、『防長風土注進案』での記述を念頭に、地下という用語は、一般には一般農民などの意味で用いられているとともに、小村に近い意味で用いられている場合があることを指摘している。

(94) 長府藩の八道村の事例ではあるが、5人組を作る際に、庄屋が試行錯誤をした痕跡が残っており（下関市立豊田文化財資料室，2006，pp. 59-67）、このことから八道村の場合も、行政単位としての集団は、必ずしも地縁の結びつきを重視して組織されたわけではないと推定される。

(95) 先に指摘したように、少なくとも明治期には、穂の木と家とが1対1対応していたとはみなしがたい。つまり、各家の田畑は、殿居村の中で散在していた可能性がある。居住地ではなく、耕作地の分布と畔頭組の分属の間に関係があるかは、検討してみなければわからないが、現在残っている史料だけでは分析は難しい。

(96) 「いろは」を冠した五人組というのは、山澄（1968，p. 52）の注17で説明されている、福栄村紫福支所が所蔵する「戸籍人別帳」の場合でのことと思われるが、確認はできていない。

(97) ここを含め、根拠を示さないまま、結果だけを書いている部分がある。

考えられるのは、追受状に記載の1人だけであった。世帯17の吉右衛門はほぼ確実に、世帯19と64の吉右衛門は確実に、中村以外に居住していたと判断される。世帯28の吉右衛門は、『防長風土注進案』の時期に存命していた人物の中に、比定できる人がおらず（生まれる以前であった可能性が高い）、世帯28の所在地も、中村であった可能性は低い。

以上から、『防長風土注進案』の時期に存命で、かつ、中村に居住していたといえるのは、追受状の吉右衛門のみである。追受状の吉右衛門が保管者であった場合、現在、その家には、障子は伝わっていない（私信による）。

以下では、追受状に記載の吉右衛門が相氏の障子を保管していた蓋然性を検討してみたい⁽⁹⁸⁾。まず、『防長風土注進案』の原本を確認したところ、先の③のケースであった。すなわち、『防長風土注進案』（山口県文書館、1962、p. 401）の翻刻は正しく、山口県文書館所蔵の『前大津宰判 風土注進案十四 殿居村』では、9人としつつも、8人の名前しか記載されていない。記載が漏れたと考えられるのが、追受状の吉右衛門である。その理由について、確実なことはわからないが、殿居村の注進案の編纂の時期に、吉右衛門が陪臣として取り立てられたという推定ができるかもしれない⁽⁹⁹⁾。追受状に吉右衛門の記載があるNo. 27とNo. 29の帳は、安政2（1855）年および安政4（1857）年のもので、『防長風土注進案』の作成が進められた時期（天保13（1842）年着手～弘化4（1847）年の脱稿）よりも10～15年ほど後のものである。そのため、No. 27とNo. 29の帳には陪臣としての名前の記載があるが、『防長風土注進案』の作成時期は過渡期にあたってしまい、陪臣としての記載が漏れる一方で、障子の所持者として名前だけで記載されたと考えると、『防長風土注進案』で9人としつつも8人の名前しかないことや、障子の所持者が名前だけで記されていることの辻褄が合うと思われる。

上記の内容から、追受状の吉右衛門が障子の所持者であったと考えても、大きな矛盾はない。そうすると、なぜ吉右衛門の家に障子が伝わったのかを、次に検討する必要がある。可能性があるのは2つで、吉右衛門以前からその家が保管していたか、吉右衛門の時に保管を委ねられたかである。この点については、十分な史料がないため、本稿では取り上げない。殿居村全体として考えた場合、有力者、例えば、細川氏が引き連れてきた家臣の関係者が殿居村に移り住み、障子を保管した可能性があるかもしれない⁽¹⁰⁰⁾。

(98) 内野家文書に記載されていない吉右衛門や、別の名前で記載されている吉右衛門がいなかったと言い切れるわけではない。本稿では、そうした可能性は考えずに分析、考察した。

(99) 追受状の吉右衛門は、その家では中興者とされている（私信）。

(100) 江戸時代中期以降を念頭に記述であり、やや時代は異なるものの、『豊田町史』（豊田町史編纂委員会、1979、p. 316）は、西市などから、豊田中（八道を含む）や殿居方面に、人が移り住んでいった可能性を示唆している。

8. お わ り に

本稿は、萩本藩に属し、毛利氏一門である吉敷毛利の給領地であった殿居村の庄屋文書を用いて、江戸末期の世帯変遷を試論的に追うことが主たる目的であった。比較の結果、百姓軒が潰れた後に、新百姓が配置されなかったと考えられる場合がある一方で、分家も複数あり、全体としては80軒台前半の軒数が維持され、この軒数はデータが残っている明治20年頃まで同様であった。男児が複数いる場合は、養子に出され、女兒だけがいる場合は、男性が養子として迎えられ、子供がいない場合は、トリコトリヨメがおこなわれた可能性があるなど、多様な方法で家の存続が図られていた。

世帯変遷を追う過程で、参照したすべての帳の人物を、可能な限り相互に比定した結果、比較の対象とした時期の殿居村の状況がある程度復元でき、その結果に基づいて、『防長風土注進案』に記載されている梶(杉)氏の、瀧山城から持ち出されて保管されていた障子の行方についても推定をおこなった。筆者らの調査や推定に基づくと、この障子は、現存しないと考えられる。

本稿では、現在とのつながりをなくすために、参照した帳にある情報を一部削除した形で付表1を作成し、本文中の一部の議論は、その根拠を明示しないで論じる形とした。この点を補うために、補足資料を提供する予定である。

謝 辞

本稿の作成にあたり、山口県文書館、下関市立豊田図書館の皆様には、大変お世話になりました。また、山口県文書館には、同館所蔵史料の写真の本論文への掲載を、ご快諾いただきました。ここに記して、感謝申し上げます。

付表 1

- 苗字は、断りなく全て削除した。
- 付表の左端の「No.」は世帯番号、各帳の「世帯No.」は、各帳での掲載順につけた世帯番号である。後者（各帳の世帯No.）は、付表では順番が前後する場がある。
- No. 2 と No. 25 には、赤墨による修正や追記がある。No. 22, No. 27, No. 29 には赤墨による修正や追記はない。このうち、No. 25 の修正は、全面的な修正のため、「No. 25 (1852年11月：赤字)」として独立させた。それ以外の修正や追記は、適宜反映させた。
- 付表では、男性を黒字、女性を赤字とし、紙損などで判別がつかない場合は黒字とした。また、年齢は、アラビア数字に置き換えた。
- 紙損部分や虫喰い部分は、□や（紙損）で示した。
- No.25の灰色の網掛けは、横線で消されたもので、2つの畔頭組間の移動前のものである。
- 黄色の網掛けは、その世帯やその人物に比定できるか、特にはっきりしない場合である。No. 25 以前の帳の時点で、生まれる前であった可能性がある場合は、一列を黄色で網掛けした。

No.	No. 2 (1826年3月)	No. 22 (1851年6月)	No. 25 (1851年12月)	No. 25 (1852年11月：赤字)	No. 27 (1855年)	No. 29 (1857年)
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	No. 年齢 続柄 名前	No. 年齢 続柄 名前	No. 年齢 続柄 名前	No. 年齢 続柄 名前	No. 年齢 続柄 名前	No. 年齢 続柄 名前
1	1 33 喜右衛門 32 同人妻 2 同人男子 21 同人弟	1 58 喜右衛門 56 同人妻 27 熊吉	1 58 喜右衛門 56 妻 27 男子	1 59 喜右衛門 57 妻 28 男子	○ 三右衛門 熊吉	○ 三右衛門 熊吉
	17 39 同人兄	64 十右衛門 57 同人妻 23 女 18 男	41 64 十右衛門 57 妻 23 女子 18 男子	41 65 十右衛門 58 妻 24 女子 19 男子	○ 十右衛門 千三郎	○ 千吉

2	<p>2</p> <p>36 五三郎 35 同人妻 11 同人男子 弁吉</p>	<p>2</p> <p>62 五三郎 62 同人妻 38 弁吉 27 同人妻</p>	<p>45</p> <p>62 五三郎 62 あき 38 弁吉 27 その</p> <p>2</p> <p>62 五三郎 62 あき 38 弁吉 27 その</p>	<p>45</p> <p>63 五三郎 63 あき 39 弁吉 28 その</p> <p>妻 男子 嫁</p>	<p>○ 五三郎 ○ 五三郎 ○ 五三郎</p> <p>弁吉 弁吉 弁吉</p>
3	<p>3</p> <p>64 源三郎 58 同人妻 同人娘</p>	<p>4</p> <p>(紙損)</p>	<p>4</p> <p>(紙損)</p>	<p>4</p> <p>(紙損)</p>	<p>○ 栄五郎 ○ 安二郎</p> <p>○ 栄五郎 ○ 安二郎</p>
4	<p>4</p> <p>31 惣右衛門 30 同人妻 63 同人母 20 同人妹 もと</p>	<p>3</p> <p>57 惣右衛門 55 同人妻 21 よし</p>	<p>5</p> <p>5 □ 5 □ 妻</p>	<p>5</p> <p>5 □ 5 □</p>	<p>○ 惣右衛門 ○ 惣右衛門</p> <p>○ 惣右衛門</p> <p>○ 惣右衛門</p>

5	5	21 64 同人母	4	47 43 同人妻	6	47 43 妻 みよ	6	48 44 妻 みよ	○ 半右衛門	○ 半右衛門
										○ 半右衛門
										○ 半右衛門

6	6	62 45 同人男子 33 同人妻	5	70 59 同人妻 38 39 同人妻	3	70 59 3□	3	(紙損) 60 (紙損)	○ 和兵衛	○ 和兵衛
										○ 和兵衛

7	41 38 同人妻 16	庄七 久二郎
---	--------------------	-----------

8	45 35 同人妻 17	吉兵衛 孫二郎	6	42 41 同人妻 9	8	42 31 妻 9 男子	8	43 32 妻 10 男子	○ 慶右衛門 次郎吉	○ 慶右衛門 次郎吉
										○ 次郎吉

萩藩殿居村庄屋文書を用いた江戸時代末期の世帯変遷復元の試み（河田・田中）

9	9	52 庄左衛門 22 同人娘 いわ							
10	7	半平 38 同人妻 78 同人父 73 同人母 17 同人男子	半平 63 同人妻 42 岩吉 38 同人妻 7 孫 3 孫	半平 70 父 63 母 42 岩吉 38 妻 7 女子 3 女子	半平 71 父 64 母 43 岩吉 39 妻 8 女子 4 女子	半平 71 父 64 母 43 岩吉 39 妻 8 女子 4 女子	栄蔵		
	8	忠吉	岩吉 37 善右衛門	善右衛門	善右衛門 38 善右衛門 27 妻 みよ	善右衛門 38 善右衛門 27 妻 みよ			
11	9	勇介 60 同人母 33 同人兄	善太郎 22 善太郎 26 同人妻 45 同人母	善太郎 22 善太郎 26 妻 さく 45 (紙損)	善太郎 23 善太郎 27 妻 さく 46 (紙損)	善太郎 23 善太郎 27 妻 さく 46 (紙損)			
	11	茂吉	善太郎 45 同人母	善太郎 45 (紙損)	善太郎 46 (紙損)	善太郎 46 (紙損)			

	善二郎 ○ 善二郎
--	-----------

	○ 新右衛門 万吉	○ 新右衛門 万吉
--	--------------	--------------

12	12	10
39	周八	
37	同人妻	63 同人母
19	同人男子	43 善二郎

13	13	久右衛門
69		
56	同人妻	
33	同人男子	久松
30	同人〃	久二郎
20	同人〃	次郎吉

14	14	11	12	12
42	与三郎	67	兵右衛門	兵右衛門 ○ 兵右衛門
39	同人妻	33	喜兵衛	○ 多兵衛 多兵衛
14	同人女子	27	同人妻	
9	同人男子	24	同人男	
5	同人女子		梅吉	
2	与吉			
		33	34	
		24	25	

15	15	12	13	13	13	15
46 45 同人妻 73 同人父 70 同人母 27 同人養子 20 同人養女 3 同人孫	孫右衛門 銀右衛門 同人妻 貞七 同人妻 さと	69 67 同人妻 49 44 同人妻 25 18 “ 11 6	孫右衛門 貞吉 弥三吉	69 父 67 母 49 44 妻 25 男子 18 女子 11 男子 6 男子	○ 孫右衛門 くま 貞吉 はな 弥三吉 なつ ○ 勝五郎 孫三郎	孫右衛門 梅吉 ○ 貞吉 弥三吉 勝五郎 孫右衛門
16	16	13	46	46	46	16
56 23 同人男子	権左衛門 露松 同人嫁	52 46 同人妻	七郎右衛門 七郎右衛門 さよ 助三郎	51 46 妻 21 養子 14 51 46 妻 21 養子	七郎右衛門 さよ 助三郎 七郎右衛門 さよ 助三郎	○ 七郎右衛門 ○ 七郎右衛門 ○ 七郎右衛門

17	17	14	15	15	15	○ 吉右衛門	○ 吉右衛門
28	吉左衛門		吉右衛門	吉右衛門	○ 吉右衛門	○ 吉右衛門	○ 吉右衛門
28	同人妻	53	あき	あき	55	妻	あき
59	同人母	17	男子	久次郎	18	男子	久次郎
		17	男子	久次郎			久二郎

18	18		16	16	○ 幸太郎	○ 幸太郎	
42	野右衛門		幸太郎	幸太郎	23	幸太郎	○ 幸太郎
31	同人妻						
62	同人母						

19	19	15	47	47	○ 吉右衛門	○ 吉右衛門	
48	五兵衛	71	同人母	さよ	72	母	さよ
47	同人妻	50	吉右衛門	吉右衛門	51	吉右衛門	吉右衛門
25	同人男子	46	同人妻	てる	47	妻	てる
19	同人嫁	15	同人女	とら	16	女子	とら
		13	男	助次郎	14	男子	助次郎
		6	熊吉	○ 吉助	7	〃	○ 吉助
				その	3	女子	その
20	同人男子						助二郎
7	同人女子						吉助
	繁吉						
	とら						熊吉

17	50 46 妻 71 母 15 女子 13 男子 6 男子 2 (紙損)	吉右衛門 てる さよ とら 助二郎 (紙損) 助 その		
----	--	---	--	--

20

16	48 45 同人妻 74 同人母 25	大助 利兵衛	48 45 妻 74 母 25 男子	利七 みわ とく 利兵衛	48 49 46 妻 75 母 26 男子	利七 みわ とく 利兵衛	○ 常二郎 ○ 常二郎	利兵衛 利兵へ
18	48 45 妻 母 □ 4 男子	利七 みわ	利七 みわ とく 利兵衛	48 39 37 妻 75 母 49 兄 7 男子 1 男子	利七 みわ とく 利兵衛	○ 常二郎 ○ 常二郎	利兵衛 利兵へ	

21

18	38 36 同人妻 74 同人母 48 同人兄 11 同人男	利七 みわ とく 利兵衛	48 38 36 妻 74 母 48 兄 6 男子	利七 みわ とく 利兵衛	48 39 37 妻 75 母 49 兄 7 男子 1 男子	利七 みわ とく 利兵衛	○ 常二郎 ○ 常二郎	利兵衛 利兵へ
58	利七 みわ とく 利兵衛	利七 みわ とく 利兵衛	利七 みわ とく 利兵衛	○ 常二郎 ○ 常二郎	○ 常二郎 ○ 常二郎	○ 常二郎 ○ 常二郎	○ 常二郎 ○ 常二郎	○ 常二郎 ○ 常二郎

19	丈右衛門 78 69 同人妻 45 35 同人妻 10 同人孫男 勝三郎 7 同女 さよ	丈右衛門 78 父 67 母 (紙撰) 45 又右衛門 35 妻 その (紙撰) 3 女子 りの 10 男子 ○ 勇五郎 7 同女 さよ	丈右衛門 79 父 68 母 (紙撰) 46 又右衛門 36 妻 その (紙撰) 4 女子 りの 11 男子 ○ 勇五郎 1 女子 しけ	吉蔵 勝五郎
----	--	---	---	-----------

22

20	利七 55 41 同人妻 22 同人男子 丈助 17 同人妻 1 同人孫 利平	利八 50 42 同人妻 13 男 吉五郎 10 " 利吉 6 女 みよ	利八 51 41 妻 なつ 14 男子 善吉 4 女子 しの	○ 利八 善吉 利吉 長右衛門 丈吉
----	--	---	--	--------------------------------

23

○ 良吉	○ 直助
○ 直助	○ 直助

24	21	48	利助

25	22	47 37 同人妻 77 同人母 9 同人男子 伊佐吉 4 同人” 幸吉 1 同人女子 さん	23 62 同人母 34 常右衛門 20 長二郎	49 62 母 34 常右衛門 22 弟 長次郎	49 63 母 35 常右衛門 23 弟 長次郎	○ 常右衛門 ○ 常右衛門 □ (紙損) 二部 ○ 常右衛門 ○ 長二郎

26	23	31 六三郎 23 同人妻 77 同人母 4 同人男子 兵助 同人娘 きみ	21 57 六三郎 49 同人妻 29 男 兵吉 19 浅吉	50 57 七三郎 49 妻 たみ 29 男子 兵助 19 浅二郎	50 58 七三郎 50 妻 たみ 30 男子 兵助 20 浅二郎	○ 七三郎 ○ 七三郎 兵助 浅二郎

	<p>20</p> <p>57 (経撞) 郎 49 妻 たみ 29 男子 兵助 19 男子 浅次郎</p>			
27	<p>24</p> <p>43 伊平 32 同人妻 70 同人母 16 同人女子 くま 10 同人” きよ</p>	<p>22</p> <p>63 瀧右衛門 55 同人妻 11 音作</p>	<p>81</p> <p>63 瀧右衛門 55 妻 その 11 男子 十吉</p>	<p>81</p> <p>64 瀧右衛門 56 妻 その 12 男子 十吉</p>
28	<p>25</p> <p>43 源右衛門 35 同人妻 80 同人父 松右衛門 60 同人母 同人妻 16 同人男子 佐二郎 10 同人” 松五郎 8 同人女子 なつ</p>			

5 同人男子 与五郎 2 同人〃 菊五郎		○ 伝五郎 竹藏 与三松 ○ 吉右衛門 ○ 貞吉 ○ 松之助 ○ 長二郎	○ 伝五郎 竹藏 与三松 ○ 吉右衛門 ○ 貞吉 ○ 松之助 ○ 長二郎	
29 26 56 源左衛門 50 同人妻 29 同人男子 源吉 23 同人嫁 同人妻	24 75 同人母 54 47 同人妻 29 同人養子 23 同人女 18 同人女 11 同人男	23 しを 権右衛門 まつ 周藏 はな なみ 源三郎	23 76 母 55 48 妻 30 養子 24 女子 19 女子 12 男子	しを 権右衛門 ○ 権右衛門 周藏 源二郎
30 27 43 善左衛門 40 同人妻 68 同人父 五郎衛門 63 同人母 同人妻	25 66 善左衛門 65 同人妻	24 66 父 65 母 ○ 善右衛門 く(紙損)	24 67 父 66 母 ○ 善右衛門 く(紙損)	善右衛門 善右衛門 善右衛門

18	同人女子	とら	47	養子 同人妻 養子 同人妻 同人孫	繁右衛門 権右衛門 その	47	42 妻 26 養子 (紙撰) 8 嫁 (紙撰) 孫女子	繁右衛門 (紙撰) や 権藏 りよ	48	43 妻 27 養子 (紙撰) 9 嫁 (紙撰) 孫女子	繁右衛門 (紙撰) や 権藏 りよ	○ 繁右衛門 権右衛門	○ 繁右衛門 権右衛門
10	同人〃	りの											
1	同人孫	いし											

31	28				
	45				神左衛門
	32				同人妻

32	29	22	六右衛門	41	同人母	伊三郎 三吉 ゆふ 与三郎	48	41 同人妻 76 同人母 11 女 2 男	六右衛門 しも 市太郎	52	48	41 妻 76 母 11 女子 2 男子	利右衛門 つる はる もと 市太郎	52	49	42 妻 77 母 12 女子 3 男子	利右衛門 つる はる もと 市太郎	○ 利右衛門 市太郎	○ 利右衛門 市太郎	○ 利右衛門 市太郎
		20	同人弟	17	同人〃															
		13	同人妹	6	同人弟															
		25	母	31	弟	與三郎														
			弟																	
			女子	11	女子	(紙撰) 三郎 もと														

		2 男子		市太郎	
33	<p>30 清吉</p> <p>26 同人妻</p> <p>20 同人妹</p> <p>2 同人女子</p> <p>いわ</p>				○ 卯之助 三吉
34	<p>31 利右衛門</p> <p>45 利右衛門</p> <p>38 同人妻</p> <p>77 同人養父</p> <p>72 同人養母</p> <p>18 同人女子</p> <p>しづ</p>	<p>27 利右衛門</p> <p>68 同人妻</p> <p>47 養子</p> <p>43 同人妻</p>	<p>53 父</p> <p>68 母</p> <p>47 菊五郎</p> <p>43 妻</p>	<p>53 父</p> <p>69 母</p> <p>48 菊五郎</p> <p>44 妻</p>	<p>利右衛門</p> <p>利右衛門</p> <p>○ 利右衛門</p> <p>とめ</p> <p>菊五郎</p> <p>しづ</p> <p>弁吉</p>
35	<p>32 幸之丞</p> <p>54 同人妻</p> <p>17 同人女子</p> <p>14 同人男子</p> <p>林吉</p>	<p>29 厚右衛門</p> <p>39 同人妻</p> <p>37 妹</p> <p>19 ちよ</p>	<p>55 幸右衛門</p> <p>39 妻</p> <p>37 妹</p> <p>19 ちよ</p>	<p>55 幸右衛門</p> <p>40 妻</p> <p>38 妹</p> <p>20 ちよ</p>	<p>○ 幸右衛門</p> <p>○ 幸右衛門</p> <p>○ 幸右衛門</p> <p>ゆみ</p> <p>ちよ</p> <p>浦兵衛</p>

<p>8 同人〃 末吉</p> <p>5 同人女子 つる</p> <p>3 同人〃 ゆき</p>	<p>28</p> <p>33 末吉</p> <p>28 同人妻 勤太郎</p> <p>4 男</p>	<p>54</p> <p>33 末吉</p> <p>28 妻 しの</p> <p>4 男 安太郎</p>	<p>54</p> <p>34 末吉</p> <p>29 妻 しの</p> <p>5 男 安太郎</p> <p>1 女 じつ</p>	<p>〇 末吉</p> <p>〇 末吉 安太郎</p>
<p>36</p> <p>33 繁次郎</p> <p>40 同人妻</p> <p>17 同人女子 なつ</p> <p>14 同人〃 いよ</p> <p>11 同人〃 ゆふ</p> <p>8 同人男子 梅五郎</p> <p>4 同人〃 国吉</p>	<p>30</p> <p>70 源右衛門</p> <p>40 善二郎</p> <p>36 同人妻 孫三郎</p> <p>10 男</p>	<p>22</p> <p>70 父 〇 源右衛門</p> <p>40 善次郎</p> <p>36 妻 みよ</p> <p>10 男 源次郎</p>	<p>22</p> <p>71 父 〇 源右衛門</p> <p>41 善次郎</p> <p>37 妻 みよ</p> <p>11 男 源次郎</p>	<p>源右衛門</p> <p>源右衛門</p> <p>〇 伝二郎</p> <p>〇 伝二郎</p>
<p>37</p> <p>31 嘉兵衛</p> <p>65 同人妻</p> <p>36 きく</p>	<p>51</p> <p>65 嘉兵衛</p> <p>57 同人妻</p> <p>36 女子</p>	<p>51</p> <p>65 〇 嘉兵衛</p> <p>57 妻 とよ</p> <p>36 女子 くらま</p>	<p>51</p> <p>66 〇 嘉兵衛</p> <p>58 妻 とよ</p> <p>36 養子 貞右衛門</p> <p>37 女子 くらま</p>	<p>〇 嘉兵衛</p> <p>〇 嘉兵衛</p> <p>〇 嘉兵衛</p> <p>朱右衛門</p>

38	34	惣兵衛 32 29 同人妻 6 同人女子 1 同人男子	惣兵衛 56 54 同人妻 32 女 25 男 10 男	惣兵衛 56 54 妻 32 女子 25 男子 16 女子 10 男子	惣兵衛 56 54 妻 32 女子 25 男子 16 女子 10 男子	惣兵衛 57 55 妻 27 養子 33 女子 26 男子 17 女子 11 男子 1	惣兵衛 57 55 妻 27 養子 33 女子 26 男子 17 女子 11 男子 1	惣兵衛 57 55 妻 27 養子 33 女子 26 男子 17 女子 11 男子 1	惣兵衛 57 55 妻 27 養子 33 女子 26 男子 17 女子 11 男子 1
----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

39	33	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男	33 55 40 同人妻 82 同人母 19 男 7 男
----	----	---	---	---	---	---	---	---	---

40	34	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男	34 45 40 同人妻 7 男 5 男
----	----	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

41	35	51 用右衛門 69 同人母 11 女 45 同人弟	43	51 用右衛門 69 母 11 女子	43	52 用右衛門 70 母 12 女子	○ 用右衛門
							○ 用右衛門

42	36	40 久米右衛門 73 同人母	42	40 久米吉	42	41 久米吉	○ 久米吉
							吉助 ○ 久米右衛門 ○ 久米右衛門

43	37	30 卯之助 59 同人母 21 同人弟 13 〃	26	30 (紙撰)之助 59 (紙撰) 21 弟 13 弟	26	31 (紙撰)之助 60 (紙撰) 22 弟 14 弟	○ 備右衛門 ○ 茂兵衛

44	38	38 松五郎 30 同人妻 6 同人女	7	38 松五郎 30 妻 6 女子	7	39 松五郎 31 妻 7 女子	○ 松五郎 ○ 松五郎 次兵衛

39	31	31	(紙損)	(紙損)	31	(紙損)	○ □五郎	○ □五郎	○ 谷五郎
44	谷五郎								

40	30	清吉
----	----	----

41	59	59	忠右衛門 権蔵	忠右衛門 権蔵	68 父 39 権蔵 37 妻 はな 1 男子 ○ 久吉	69 父 40 権蔵 38 妻 はな 2 男子 ○ 久吉	忠右衛門 権蔵	○ 権蔵	○ 権蔵
68	忠右衛門								
39	権右衛門								
37	同人妻								
1	久吉								

42	60	60	辰五郎	辰五郎	60 父 59 妻 はな 34 男子 清右衛門 24 " 菊吉 21 女 ふい	61 辰五郎 60 妻 はな 35 男子 清右衛門 25 " 菊吉 22 女子 みさ	辰五郎	○ 辰五郎	○ 辰五郎
60	辰五郎								
59	同人妻								
34	男								
24	"								
21	女								

43	61	61	文右衛門	文右衛門	45 父 46 同人妻 13 女 とら 10 " みの 1 " しの	46 文右衛門 47 妻 いよ 14 女子 いそ 11 " いま 2 " しの	文右衛門	○ 文右衛門	○ 文右衛門
45	文右衛門								
46	同人妻								
13	女								
10	"								
1	"								

50	44	68	六郎右衛門	63	68	○ 五郎右衛門	63	69	○ 五郎右衛門	○ 五郎右衛門
51	45	55 51 28	伝右衛門 伝右衛門 清次	27	55 51 28	伝右衛門 たき 清次	27	56 52 29	伝右衛門 たき 清次	○ 伝右衛門 清次
		21 15 10	男 男 女		21 15 10	和二郎 助三郎 いせ		25 22 16 11	ちよ 和二郎 助三郎 しげ	和二郎 助三郎
			全 男子 女子		男子 男子 女子			男子 男子 女子		清治 和二郎 助三郎
52	46	55	市松	28	55	市松	28	56	市松	○ 市松
53	47	46 40 5	舩吉 同人妻 同人女	57	46 40 4	舩五郎 あき つゆ	57	47 41 5	舩五郎 あき つゆ	○ 舩吉 ○ 舩吉
54	48	37 36	利兵衛 同人妻	37	37 36	利兵衛 しの	37	38 37	利兵衛 しの	○ 利兵衛 ○ 利兵衛

49	85	市右衛門	62	86	父	62	政右衛門	○ 良右衛門
	55	良右衛門		56	○ 良右衛門		○ 良右衛門	
	45	同人妻		46	妻		さく	
	16	同人孫男		17	男子		彦吉	
14	〃	15	〃	十吉				
7	孫女	8	女子	その				
3	〃	2	〃	とめ				

55

50	73	仁右衛門	29	74	仁右衛門	29	仁右衛門	○ 新之助	
	63	同人妻		64	妻		いく		○ 新之助
	42	男		43	男子		新之助		○ 新吉
	38	同人妻		39	嫁		とめ		
7	同人孫男	7	孫男子	新吉					

56

51	80	孫右衛門	64	81	孫右衛門	64	孫右衛門	○ 又右衛門	
	70	同人妻		71	妻		みせ		○ 又右衛門
	42	もと		43	女子		すま		○ 又右衛門
	70	同人妻		71	妻		みせ		
42	女子	43	女子	すま					

57

52	70	又右衛門	80	71	又右衛門	80	又右衛門	○ 又右衛門	
	60	同人妻		61	妻		そて		○ 又右衛門
	37	普次郎		36	男子		普次郎		○ 又右衛門
	26	しの		27	女子		その		○ 又右衛門
70	又右衛門	71	又右衛門	そて	○ 又右衛門	○ 又右衛門			
60	同人妻	61	妻	そて	○ 又右衛門	○ 又右衛門			
37	普次郎	36	男子	普次郎	○ 又右衛門	○ 又右衛門			
26	しの	27	女子	その	○ 又右衛門	○ 又右衛門			

58

53	42 37 同人妻 8 男 4 女	40 又七 37 妻 8 男 4 女	40 又五郎 38 妻 9 男 5 女	又五郎 ○ 又五郎
	瀧右衛門 吉三郎 この	又七 たき ○ 吉三郎 この	又五郎 たき ○ 吉三郎 この	○ 又五郎 吉三郎 ○ 又右衛門 繁吉

59

54	49 43 同人妻 21 18 男 14 " 8 "	善右衛門 その 利吉 善吉 善兵衛	善右衛門 ○ 善右衛門
	善右衛門	利吉 善吉 長五郎	利吉 善吉 熊吉

60

55	41 35 同人妻 11 男 6 "	33 弁吉 35 妻 11 男 6 男	33 弁吉 36 妻 12 男 7 男 1 女	○ 弁吉 ○ 弁吉
	弁吉 忠吉 万吉	弁吉 しつ ○ 忠次郎 ○ 十五郎	弁吉 しつ ○ 忠次郎 ○ 十五郎 ぶつ	○ 弁吉 忠二郎 十五郎

61

56	20 45 同人母	34 20 45 母	34 21 46 母	○ 嘉助
	助三郎	嘉助 まつ	嘉助 まつ	○ 嘉助

62

	14	しも	14	妹	とき	15	妹	とき
63	57	38 幾二郎 33 同人妻 56 同人母 8 同人女 5 “ 3 “	35	38 幾次郎 33 しも 56 さよ 8 しの 5 よし 2 この	35	39 幾次郎 34 しも 57 さよ 9 しの 6 よし 3 この 1 男子	〇 幾二郎 〇 幾二郎	〇 幾二郎 〇 幾二郎
64	58	42 吉右衛門 42 同人妻	36	70 三之丞 67 たね 42 吉右衛門 42 ばつ	36	71 三之丞 68 たね 43 吉右衛門 43 ばつ	三之允 三之允 〇 吉右衛門 〇 吉右衛門	三之允 三之允 〇 吉右衛門 〇 吉右衛門
65	59	37 新三郎 30 同人妻 2 男	66	37 新三郎 30 はな 2 男子	66	38 新三郎 31 はな 3 男子	新三郎 新三郎 〇 林平	新三郎 新三郎 〇 林平
66	60	77 弥三右衛門 69 同人妻	67	77 弥三右衛門 69 さつ	67	78 弥三右衛門 70 さつ 28 養子	弥三右衛門 弥三右衛門 久右衛門	弥三右衛門 弥三右衛門

61	63	甚右衛門	69	63	○ 甚右衛門	69	○ 甚右衛門	○ 甚右衛門	
	56	同人妻		56	妻 さよ		57		妻 さよ
	80	同人母		80	母 みよ		81		母 みよ
	34			34	男子 善次郎		35		男子 善次郎
	27	同人妻		27	嫁 その		28		嫁 その
	8	同人孫男		8	孫男子 ○ 勇吉		9		孫男子 ○ 勇吉
5	〃	5	〃 ○ 和吉	6	〃 ○ 和吉				
新右衛門									

67

62	79	清右衛門	70	79	○ 清右衛門	70	○ 清右衛門	○ 清右衛門	
	56	孫二郎		56	源次郎		57		源次郎
	49	同人妻		49	妻 あき		50		妻 あき
	31	養子		31	養子 勝右衛門		32		養子 勝右衛門
	26	同人妻		26	女子 はつ		27		女子 はつ
	8	同人孫女		8	孫女子 やな		9		孫女子 やな
5	〃	5	〃 かな	6	〃 かな				
勝右衛門									

68

63	77	平兵衛	71	77	父 平兵衛	71	○ 平右衛門	○ 平次右衛門	
	48	平右衛門		48	平右衛門		49		平右衛門
	43	同人妻		43	妻 その		44		妻 その
	26	道三郎		26	男子 満三郎		27		男子 満三郎
	23	いせ		23	女子 いし		24		女子 いし
	18	いち		18	〃 いせ		19		〃 いせ
2	とめ	2	〃 とめ	3	〃 とめ				
満三郎									

69

70	64	卯右衛門	卯右衛門	卯右衛門	卯右衛門
		52 43 同人妻 20 男	52 43 妻 20 男子	52 43 妻 20 男子	卯右衛門 ふじ 梅三郎
	72			53 44 妻 21 男子 19 嫁	卯右衛門 ふじ 梅三郎 りの
	72				卯右衛門 ふじ 梅三郎

71	65	三右衛門	三右衛門	三右衛門	三右衛門
		45 46 同人妻 27 養子 18 同人妻 3	45 46 妻 27 養子 18 女子 3 孫男子	45 46 妻 27 養子 18 女子 3 孫男子	三右衛門 ゆき 安右衛門 りの 源吉
	73			46 47 妻 28 養子 19 女子 4 孫男子	三右衛門 ゆき 安右衛門 りの 源吉
	73				三右衛門 安右衛門 源吉

72	66	浅右衛門	浅右衛門	浅右衛門	浅右衛門
		78 72 同人妻 38 37 同人妻 9 同人孫女 4	78 父 72 母 38 37 妻 9 女子 4	78 父 72 母 38 37 妻 9 女子 4	源右衛門 ふさ 薫之助 さよ ふみ ふじ
	74			79 父 73 母 39 38 妻 10 女子 5	源右衛門 ふさ 薫之助 さよ ふみ ふじ
	74				源右衛門 ふさ 薫之助 さよ ふみ ふじ

73	67	佐兵衛	佐兵衛	源四郎	源四郎
		40 36 同人妻 16 男 9 男	40 36 妻 16 男子 9	40 36 妻 16 男子 9	源四郎 ふさ 利吉 清吉
	75			41 37 妻 17 男子 10	源四郎 ふさ 利吉 清吉
	75				源四郎 ふさ 利吉 清吉

74	5 女 1 女	とめ その	5 女子 1 女子	とめ その	6 女子 2 女子	とめ その	久松 幸二郎
	73	久松 幸二郎	73 父	○ 久松	74 父	○ 久松	

74

68	53 48 同人妻	備兵衛 みよ	53 48 妻	備兵衛 みよ	76	49 妻 21 男子 14 女子 10 男子	みよ 政次郎 みわ ○ 十次郎	○ 政二郎 十吉 ○ 伝兵衛	○ 政二郎 十二郎 ○ 伝兵へ
	21 13 9	政二郎 みよ 大吉	20 男子 13 女子 9 男子	政次郎 みわ ○ 十吉	76	21 男子 14 女子 10 男子	○ 十次郎	○ 伝兵衛	○ 政二郎 十二郎 ○ 伝兵へ

75

69	53 48 同人妻	伝兵衛 こと	53 48 妻	清兵衛 よし	77	54 49 妻	清兵衛 よし	○ 治兵衛	○ 治兵衛
	20 17	こと 卯吉	20 女子 17 男子	よし さよ 浅二郎	77	21 女子 18 男子	さよ 浅二郎	清二郎	清二郎

76

70	50 47 同人妻	平兵衛 幾太郎	50 47 妻	平兵衛 さよ	68	51 48 妻	平兵衛 さよ	○ 平兵衛	○ 平兵衛
	32 27 同人妻	幾太郎 龜吉	32 男子 27 嫁 22 男子 15 女子	幾太郎 その 龜松 もよ	68	33 男子 28 嫁 23 男子 16 女子	幾太郎 その 龜松 もよ	幾太郎	○ 幾太郎

	12	光五郎	12	男子	○	光五郎	○	光五郎	13	男子	○	光五郎	○	三郎右衛門	光五郎	
77	71	73	83	73	○	三郎右衛門	83	74	○	三郎右衛門	○	三郎右衛門	○	三郎右衛門	○	三郎右衛門
78	72	64 48	82	64 48	○	彦吉 同人妻	82	65 49	○	彦吉 ぬい 妻	○	彦吉 ぬい	○	彦吉	○	彦吉
79	73	59 44 13 6	65	59 44 13 6	梅右衛門 同人妻 すて なつ	65	60 45 14 7	梅右衛門 のみ すて かの	65	49 妻 14 女子 7 "	○	彦吉 ぬい	○	彦吉	○	彦吉
80	75	60 56 82 13	84	60 56 82	幾右衛門 同人妻 同人母 万助	84	61 57	幾右衛門 すて ゆら	84	61 妻 57 妻	○	幾右衛門 すて	○	幾右衛門	○	幾右衛門
81	76	73 66 28 20	78	73 66 28 20	喜三右衛門 同人妻 同人女 ゆき そめ	78	73	幸次郎	78							

77	61	清家
----	----	----

82

78	73	小八	79	73	小八	79	74	小八
----	----	----	----	----	----	----	----	----

83

79	67	弥右衛門	39	67	源右衛門	39
	57	同人妻		57	よし	
	30	権吉		30	権吉	
	28	同人妻		28	のし	
	15	ゆり		15	(紙撰) つ	
	8	とめ		8	とめ	
	1	ゆら		1	孫女子	
						次兵衛
						妻
						とめ
						女子
						とめ

84

80	84	又右衛門	32	84	父	32	85	父	又右衛門
	46	作右衛門		46	作右衛門		47	作右衛門	作右衛門
	45	同人妻		45	ふつ		46	妻	ふつ
	21	初五郎		21	女子		22	女子	こま
	17	しも		17	女子		18	女子	さん
	12	いよ		12	男子		13	男子	遣太郎
		又吉							遣太郎
									菊吉
									作右衛門
									作右衛門

85

86

81	60	初五郎
	43	次兵衛
	36	同人妻
	1	はつ

87

82	-59-	番兵衛
-----------	------	-----

88

35	65	小左衛門
-----------	----	------

89

36	23	長左衛門
	65	同人母

90

37	68	久八
	65	同人妻

<input type="radio"/> 安右衛門	<input type="radio"/> 安右衛門
<input type="radio"/> 初二郎	<input type="radio"/> 初二郎
<input type="radio"/> 十吉	<input type="radio"/> 十吉

91

38		善右衛門
	□ 7	
	□	同人妻
	□ 3	同人男子
		善吉

92

39		忠助
	47	
	35	同人妻
	14	同人女子 はつ
	5	同人男子 万吉

萩藩殿居村庄屋文書を用いた江戸時代末期の世帯変遷復元の試み（河田・田中）

補足資料

タイトル：

河田幸視・田中俊郎（2023）「萩藩殿居村庄屋文書を用いた江戸時代末期の世帯変遷復元の試み：補足資料」mimeo, 185頁

内容：

★下記の史料の全ページの写真と、それに対応する形での翻刻★

『殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組』 内野家文書 No. 2（文政 9（1826）年 3 月）

『殿井村御百姓中仕出帳』 内野家文書 No.22（嘉永 4（1851）年 6 月）

『殿井村戸籍（仕出帳）』 内野家文書 No.25（嘉永 4（1851）年12月）

『殿井村御宗門人別仕出帳』 内野家文書 No.27（安政 2（1855）年 1 月）

『殿井村御宗門人別仕出帳』 内野家文書 No.29（安政 4（1857）年 1 月）

★情報を削除していない状態の付表 1 ★

★梶氏の瀧山城の障子の行方の推定方法★

提供方法・その他：

著者のメール（ykawata@kindai.ac.jp）にお問い合わせください。著者の researchmap (<https://researchmap.jp/read0070184>) で、追加の情報を提供する場合があります。

文 献

- [1] 穂本洋哉 (1971)「近世農村社会における人口増加と経済：長州藩の場合」『三田学会雑誌』64 (2/3)：122-132.
- [2] 「角川日本地名大辞典」編纂委員会 (1988)『角川日本地名大辞典 35 山口県』角川書店.
- [3] 加藤秀明・須田圭三 (1991)「往還寺檀家における過去帳資料と宗門改帳資料の比較」『民族衛生』57(4)：170-175.
- [4] 川村博忠 (1988)「藩政基本資料としての地方絵図—萩藩の村図・郡図・小村図—」『歴史地理学紀要』30：93-122.
- [5] 一最芳秋 (1968)「近世中期以降における人口増加の一考察—萩藩の場合—」西村陸男編 (1968)『藩領の歴史地理—萩藩—』(pp. 57-84), 大明堂.
- [6] 木村礎・藤野保・村上直編 (1990)『藩史大事典 第6巻 中国・四国編』雄山閣出版.
- [7] 国立公文書館デジタルアーカイブ『長門国郷帳』(2023年3月16日閲覧). <https://www.digital.archives.go.jp/gallery/0000000389>
- [8] 国立歴史民俗博物館「旧高旧領取調帳データベース」(2021年8月3日閲覧). https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/kyud/db_param
- [9] 羽山久男 (2015)『知行絵図と村落空間 徳島・佐賀・萩・尾張藩と河内国古市郡の比較研究』古今書院.
- [10] 速水融 (1954)「宗門改帳より壬申戸籍へ(一)—維新期の人口調査とその一例—」『三田学会雑誌』47(12)：1141-1152.
- [11] 豊北町史編纂委員会 (1972)『豊北町史』豊北町役場.
- [12] 藤井善門 (1958)「吉敷毛利の祖秀包・元鎮二代の研究」『山口県地方史研究』3：28-30.
- [13] 藤井善門 (1990a)「ふるさとの史跡をたずねて(昭和37年9月～昭和38年11月)」『ふるさとのこぼれ話』(pp. 1-36), 豊田町文化協会.
- [14] 藤井善門 (1990b)「わがふるさと豊田郷の歴史(昭和42年8月～昭和46年9月)」『ふるさとのこぼれ話』(pp. 37-136), 豊田町文化協会.
- [15] 井戸庄三 (1968)「山口県における明治22年行政町村の成立過程」西村陸男編 (1968)『藩領の歴史地理—萩藩—』(pp. 170-193), 大明堂.
- [16] 井戸庄三 (1969)「明治地方自治制の成立過程と町村合併」『人文地理』21(5)：481-505.
- [17] 石風呂知典 (1989)「萩藩に於ける人別改の展開とその性格」『山口県地方史研究』62：46-56.
- [18] 石川卓美 (1986)『防長歴史用語辞典』マツノ書店.
- [19] 石原潤 (1968)「防長における村と小地域集団」西村陸男編 (1968)『藩領の歴史地理—萩藩—』(pp. 85-110), 大明堂.
- [20] 安村石郵 (1990)「ふるさとのこぼれ話(昭和47年6月～平成元年4月)」『ふるさとのこぼれ話』(pp. 137-450), 豊田町文化協会.
- [21] 岩崎公弥 (1980)「幕末・明治初期の藩政村規模とその変動」『地理学報告』51：1-14.
- [22] 松浦昭 (2004)「支配形態と宗門改帳表題名」『国民経済雑誌』189(1)：1-19.
- [23] 三坂圭治 (1879)『山口縣 吉敷村史』.
- [24] 御蘭生翁甫 (1931)『防長地名淵鑑』防長倶楽部.
- [25] 内藤叶 (1965)「長府藩地方家臣による農業経営について」『山口県地方史研究』13：84-99.
- [26] 長門市史編纂委員会 (1979)『長門市史 民族編』.
- [27] 西川俊作 (1981)「18-19世紀における長州藩の宰判別人口増加」『三田商学研究』24(1)：1-16.
- [28] 西川俊作 (1982)「移行期の長州における穀物消費と人民の常食」『三田商学研究』25(4)：556-580.
- [29] 西尾和美 (2016)「毛利元就継室たちと関ヶ原」『ノートルダム清心女子大学紀要』40(1)：77-92 (112-97).

- [30] 小野忠熙⁽¹⁰¹⁾(1977)『新版 山口県文化史 古代篇』マツノ書店。
- [31] 大脇保彦「萩藩の農業地域—防長風土注進案による若子の考察—」西村陸男編(1968)『藩領の歴史地理—萩藩—』(pp. 194-214), 大明堂。
- [32] 下関市立豊田文化財資料室(2006)『西山家文書(八道村庄屋文書)(二)』。
- [33] 下関市立豊田文化財資料室(2008)『内野家文書 殿居村庄屋文書』。
- [34] 政府統計の総合窓口「地図で見る統計(jSTAT MAP)」(2023年3月14日閲覧), <https://jstatmap.e-stat.go.jp/trialstart.html>
- [35] 鈴木榮太郎(1940)『日本農村社会学原理』時潮社。
- [36] 寺田芳徳(1989)「長州萩における英学文献資料の研究」『英学史研究』1990(22): 147-167。
- [37] 時山彌八(1916)『稿本もりのしげり』。
- [38] 豊田町観光協会・豊田町文化協会(2011)『豊田のふるさと誌』。
- [39] 豊田町史編纂委員会(1979)『豊田町史』山口県豊浦郡豊田町役場。
- [40] 豊田町文化財史料館(2000)『豊田町内所在史料目録「文書編」第一集』豊田町文化財史料館⁽¹⁰²⁾。
- [41] 豊田町殿居公民館(1996)『我が郷土「殿居地区誌」』。
- [42] 豊田農業改良普及所(1981)『豊田町的生活誌』。
- [43] 豊浦郡小学校長会編(1926)『山口県豊浦郡郷土教育資料』。
- [44] 豊浦郡小学校長会編(1984)『豊浦郡郷土誌』聚海書林。
- [45] 脇正典(1978)「萩藩寛永二年改革について」『宇部工業高等専門学校研究報告』24: 11-27。
- [46] 山田稔(2007)「『一村限明細絵図』清図の記号について」『山口県文書館研究紀要』34: 31-55。
- [47] 山口県(2001)『山口県史 史料編 近世3』山口県。
- [48] 山口県地方史学会(1979)『防長地下上申 第3巻』山口県地方史学会。
- [49] 山口県文書館(1962)『防長風土注進案 第19巻 前大津宰判』山口県立山口図書館。
- [50] 山口県文書館(1966)『防長風土注進案 第22巻 研究要覧』山口県立山口図書館。
- [51] 山口県文書館(1970)『萩藩閩閩録 第三巻』山口県文書館。
- [52] 山口県総務部統計課(1968)『山口県の統計百年』。
- [53] 山本多門(1958)「長府藩の陪臣について—T家の場合—」『山口県地方史研究』3: 15-18。
- [54] 矢守一彦(1968)「萩藩における給領と在郷武士の分布」西村陸男編(1968)『藩領の歴史地理—萩藩—』(pp. 1-23), 大明堂。
- [55] 山澄元(1966)「毛利藩藩政村の一考察—知行制と共同体—」『人文地理』18(3): 31-60。
- [56] 山澄元(1968)「萩藩藩政村における知行地の構造—当島宰判紫福村を例として—」西村陸男編(1968)『藩領の歴史地理—萩藩—』(pp. 24-56), 大明堂。
- [57] 吉松高敏(2017)「地名民俗学事始め～地名研究の民俗学的着地点地名から民俗学はできるのか～」『金大考古』75: 35-57。

* 内野家文書

- 『殿居村戸籍括り帳』内野家文書(安政1(1854)年12月)
- 『殿居村戸籍仕出 畔頭五兵衛組』内野家文書 No. 2 (文政9(1826)年3月)
- 『殿井村御百姓中仕出帳』内野家文書 No.22 (嘉永4(1851)年6月)
- 『殿井村戸籍括(り帳)』内野家文書 No.23 (安政4(1857)年12月)
- 『殿井村戸籍(仕出帳)』内野家文書 No.25 (嘉永4(1851)年12月)
- 『殿井村御宗門人別仕出帳』内野家文書 No.27 (安政2(1855)年1月)
- 『殿井村戸籍括り帳』内野家文書 No.28 (嘉永4(1851)年12月)
- 『殿井村御宗門人別仕出帳』内野家文書 No.29 (安政4(1857)年1月)
- 『新百姓田畠坪付帳』内野家文書 No. 48 (文化12(1815)年)

(101) 熙は、上部左側(ノ)はニスイ(?)だが、活字がないため熙で置き換えている。

(102) 「史料」は誤植で、「資料」が正しい。

* 殿居村役場文書（旧豊田町域町村役場文書）

『村勢調査原簿』

『土地取調基調 殿居村』

『名寄除去綴』

* 山口県文書館所蔵資料（カッコ内は、請求番号）

『造酒并牛馬員数控』（戦前A総務 1993）

『殿井村地下図』（地下上申絵図 801）

『殿井村清図』（地下上申絵図 802）

『殿居村公儀御米銀春定一紙』（服部家 229 - 6）

『前大津宰判 風土注進案十四 殿居村』（風土注進案（旧藩） 360）